



東京税理士会日本橋支部会報

第137号

平成25年 8月 5日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックコ人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 浅見 達雄

編集人 広報部長 福岡 敏郎

印刷 (株) 税経



浄蓮の滝 (広報部)

税界放談

「選挙の年」である今年、憲法改正と消費税増税の議論が活発で見られる。国家財政の現状をいかに改善するか、これは国民の大きな課題である。多岐にわたる分野で、この国は大きな変革を遂げようとしている。その中で、税界の動向は注目を集めている。本誌では、税界の最新動向や、税理士会の活動について、税界の専門家から話を聞いた。税界の未来を共に考える。税界放談、どうぞよろしくお願いいたします。

目次

- | | | | |
|--------------------------------|----|----------------------------|----|
| ・平成24年度定期総会 | 2 | ・随筆 柳原 直人、谷 夫久江、福岡 敏郎、金 日永 | 21 |
| ・支部長挨拶 | 4 | ・日本橋支部平成25年度役員及び組織図 | 25 |
| ・日本橋税務署長挨拶 | 5 | ・日本橋税務署新旧幹部職員名簿 | 26 |
| ・支部長退任の挨拶 | 6 | ・各部だより | 27 |
| ・新役員の紹介 | 7 | ・支部会員異動のお知らせ | 31 |
| ・研究論文「定期借地権の法人税法上の取扱いと問題点について」 | 17 | ・中央都税事務所からのお知らせ | 33 |

東京税理士会 日本橋支部

平成25年6月24日
於：ロイヤルパークホテル

平成24年度 定期総会開催される



日本橋支部定期総会が平成25年6月24日（木）午後3時00分からロイヤルパークホテル晴海の間で開催された。

開会に先立ち総務部長から平成24年度中に逝去された会員7名の方々に哀悼の意を表したい旨の発言があり、物故者に対して黙祷をささげた。

定期総会は総務部長の司会で始まり、総会の成立要件は支部規則第22条第1項により「支部総会は招集通知発送日現在の税理士会員数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。」との説明があり、招集日現在の議決権数は893名であり本日の出席会員数は492名（委任状出席を含む）で本総会は開催要件を満たしているとの報告があった。

浅見副支部長



議事に先立ち、浅見副支部長が開会の辞を述べた。次いで藤山支部長が挨拶を述べた後、会務報告を行った。

この2年間の会務運営への協力に対し謝辞があった。今年度は次の2点の会務報告をする。

藤山支部長



① 各部会に対し、支部長の考えをベースにした斬新なアイデアを出していただくようお願いし、実現することができた。

② 新しい組織を作ったので紹介をする。

イ、電子申告推進委員（情報システム委員が兼務）を創設した。

会員のICカード取得に際し研修会を9回開催をした。会員のICカード取得率は56%と聞いている。

ロ、租税教育推進委員会を立ち上げた。

租税教育の講師は研修を受けた会員でなければならないが、8名の会員に委嘱状を交付した。税の作文（中学生対象）では支部長賞を設けて表彰した。その作品については支部のホームページに掲載をしている。

最後に、今日の総会は審議事項は多数あるが、どんどん意見等をいただき総会が有意義に終わるように、また次期執行部に繋がるように皆様のご協力をお願い申し上げたい。

支部規則第23条により議長を岡田昇会員に選出し、同26条に基づき議長より議事録署名人には岡本八郎会員、佐藤嘉光会員が指名され議事に入った。

第1号議案 平成24年度事業報告承認の件

各部長、各委員長より報告がなされた。

第2号議案 平成24年度決算報告承認の件

中沢経理部長より詳細な報告がされ、その後小峰監事より監査報告がなされた後質疑に入った。

引地栄二会員より、議案書にある会員数（958名）と、総会議決権を有する会員数（893名）との差についての質問があり、佐々木総務部長より、958名は48社の法人が含まれており差額17名は通常の異動の範囲内であるとの答弁があった。

久野二実会員より、税務支援対策部の実績報告として相談件数も記載してはとの意見があり、齋藤税務支援対策部長より、支部主催は件数を把握しているが、青色申告会や法人会からの税理士派遣依頼先の相談件数は把握していない。次期執行部で検討する。

中島美和会員より、藤山支部長と滝口情報システム委員長から電子申告推進委員の話があったが電子申告推進委員は東京税理士会の組織ではないのかと確認の質問があり、藤山支部長より、支部でも電子申告推進を立ち上げる要望があり、幹事

会の承認を得て情報システム委員との兼務として立ち上げた。

濱川久子会員より、災害対策積立資産が計上されているが支部では防災対策として非常用食料の備蓄等の防災対策についての質問に、佐々木総務部長より非常食について幹事会で検討した結果備蓄に及ばないとの結論に至っている。

対策としては事務局員用の避難防災グッズの整備、事務局内の内装工事をして備えている。

さらに藤山支部長より、支部備品リニューアルを震災対応とし、また各部屋にランタンを用意した。また、事務局のデータを外部委託によりバックアップするようにした。

中沢経理部長より、災害対策積立資金は災害対策積立資産取扱規程により積み立てられており、支部事務局の災害復旧に充てることを目的として毎年100万円、2000万円まで積立てることとしている。

その後、第1号議案、第2号議案の承認を求めたところ、それぞれ原案どおり賛成多数で承認された。

第3号議案 顧問並びに相談役委嘱の件

支部長の藤山清春会員を支部顧問、副支部長の本田純二会員と前東京税理士会常務理事の山本勝会員を支部相談役に委嘱することを議場に諮り拍手多数にて承認された。

第4号議案 平成25年度事業計画承認の件

各部長、各委員長より報告がなされた。

第5号議案 平成25年度予算承認の件

中沢経理部長より詳細な説明があった。

その後、質疑に入った。

山科裕紀会員より、厚生部の事業計画の観劇について質問があり、大澤厚生部長より回答があり、さらに藤山支部長より追加説明があった。

佐藤嘉光会員より、租税教育推進委員会の事業のなかで一般社会人に対する租税教育とはどのようなものかの質問があり、若狭租税教育推進委員長より回答があった。

石川勝之会員より、事業活動支出の前年度増加率と、予算執行率と執行額についての質問があった。

関連質問として久野二実会員より、税務支援費支出と広報宣伝費支出についての質問があり、中沢経理部長より回答があった。

中島美和会員より総会後の懇親会費を無料と決めたことについての説明と、東京税理士会から各会員へ配信されているメールアドレスが廃止になると聞いたが会費の使い方についての質問があり、藤山支部長と青木研修部長から説明があった。関連して、福本光男会員からはネット東京が廃止されるとの発言があった。

増田和弘会員より、事業計画の具体的な内容が分からないが次期役員が具体的な案を作成するかとの質問について、佐々木総務部長から説明があった。

その後、第4号議案、第5号議案の承認を求めたところ、それぞれ原案どおり賛成多数で承認された。

報告事項

1. 平成25年度支部役員選挙の経過並びに当選結果

板橋則雄選挙管理委員長より、支部役員選挙の経過報告と、支部長に浅見達雄会員、幹事に40名（名称略）、監事2名（名称略）の報告があった。

2. 会員表彰など

表彰規程第2条第1項3号該当者（税理士業務に25年以上従事し65歳以上）11名のうち総会出席者5名の方に伊藤佳江東京税理士会副会長より賞状と記念品が贈呈された。

引き続き表彰規程第2条第1項4号該当者（役員歴10年以上、満60歳以上）1名、日税連表彰規程第3条第1項第5号該当者（税理士業務に30年以上従事し65歳以上）11名、叙勲受章者披露2名、支部互助規則に基づく長寿祝金受贈者13名、さらに新入会員80名のうち、総会出席者5名の披露がなされた。

その後、来賓である東京税理士会副会長伊藤佳江氏、日本橋税務署長 神宮寺元氏、中央都税事務所長 高橋尚之氏、中央区長 矢田美英氏の代理で税務課長の眞下和広氏から祝辞をいただいた。

最後に藤山支部長への感謝の意を込めて、滝口副支部長から会員を代表して花束が贈呈された。

本田副支部長の閉会の辞で、平成24年度の支部総会は成功裡に終了した。

なお、各議案の詳細はすでに送付してある議案書を参照してください。



支部長就任のご挨拶

支部長 ^{あさ み たつ お}浅見達雄

この度の役員改選にあたり、性懲りもなく、支部長に立候補し、対立候補者がなく6月24日の支部総会をもちまして、第13代の支部長に就任しました浅見達雄でございます。65年に及ぶ歴史のある日本橋支部の支部長に就任して、その責任の重さを感じて苦慮しているところです。

出身は埼玉県の片田舎で名栗村（現飯能市）と言う、林業が主産業の山の中です。自称山族の子孫と言っています。林業が衰退して若年層は都会へ移り（その私も現在は千葉県白井市に在住）旧名栗村の地区は全域で老人ホーム化していると言っても過言でないかと思えます。

私は昭和22年の生まれですので、日本橋支部が日本橋部会として発足した前年の生まれです。一般の企業にも就職しましたが、組織に馴染めず商業高校を卒業したことで税理士と言う職業を知り、受験をして昭和50年に合格しました。

その後、所長先生、同僚に恵まれて昭和55年に芝支部で独立開業しました。昭和59年に日本橋堀留町に移転し日本橋支部の一員になりました。日本橋支部ではTNGゴルフコンペに参加して有志の勉強会に誘われて参加するようになってから知人、友人がで支部活動へも積極的に参加することが出来るようになりました。それに伴い役員の一端をお手伝いすることになり約20年、役員として支部活動に携わることになってしまいました。

支部総会後の第一回幹事会に於いて、坂下眞一郎幹事、佐々木則司幹事、木下純一幹事、若狭茂雄幹事の4名を副支部長に、大澤昭人総務部長、青木久直研修部長、福岡敏郎広報部長、山科裕紀厚生部長、高橋美津子組織部長、石川勝之経理部長、高木武彦綱紀監察部長、斉藤郁夫税務支援対策部長、の各部長を指名させて頂きました。他に副部長8名、各部の部員20名、東京税理士会の理事であります、福本光男、花山三郎、中沢勇、滝口利子、井上眞一、会員5名に私を加えた46名で幹事会を構成して支部運営に携わります。

歴代支部長が推進してまいりました重点施策であります、研修、広報、厚生三点は今後も重

要施策として堅持し推進してまいりたいと考えています。

研修事業は、青木研修部長を中心に研修部員がタイムリーな題材で毎月1回を目途に計画を立案していただいております。すでに半年先までの研修計画が出来あがっています。今法律改正を目指している税理士法では36時間の研修の受講を義務化する内容となっていますが、東京税理士会の研修会だけでは会場の問題等で全員が36時間受講することは不可能であると考えます。その為に支部での研修の比重が大きくなるものと思いますのでより一層の充実を図って多くの会員が参加出来るよう実施していきたいと思えます。

広報事業は支部会報を発行することを主たる目的としている内部の広報であります。会報は年4回発行しますが、充実した会報にするためには会員の皆さまのご寄稿がなければ達成できません。広報部から原稿依頼がありましたら、快くお引き受け頂きより良い会報となりますようご協力をお願いいたします。

厚生事業は会員相互の親睦を深め、情報交換の場となるように、野球、ゴルフ、テニス、ボーリング、囲碁将棋、歌舞音曲（カラオケ）の6つのサークルで活動を行っています。いずれのサークルも入会届を提出して頂きませんと開催の案内が届きませんので入会届を支部事務局へ提出して頂き懇親の輪を広げて頂きたいと思えます。

支部が主催している無料相談事業は3月の確定申告の時期だけに限らず年間を通じて、関連団体の要望に応じて実施しています。担当して頂く会員は希望者を募り税務支援対策部で割り当てをさせて頂いています。3月の確定申告の時期は税務署の相談会場が廃止されたことに伴い相談者は増加の一途となっています。時には長時間待つ頂くこともありますので対策を講じて行きたいと考えます。

いずれにしても会員皆さまのご協力がありませんと成り立ちません。これから2年間ご協力のほどよろしくお願いいたします。



着任のごあいさつ

日本橋税務署長 おり き えい いち 折木 榮一

東京税理士会日本橋支部の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、仙台国税局調査査察部次長から転任してまいりました折木でございます。

神宮司前署長同様、よろしくお願い申し上げます。

日本橋地区は、江戸時代から我が国の経済、商業の中心として栄える伝統と格式があり、また、近年の再開発事業で新しく生まれ変わろうとしております。歴史と現代が交わるこの日本橋の地において、税務行政に携わることが出来ますことは誠に光栄であり、また、その職責の重さに身が引き締まる思いでございます。

東京税理士会日本橋支部の皆様には、常日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年度も、「税を考える週間」における各種行事をはじめ、確定申告期における無料申告相談の実施や確定申告電話相談センターへの相談員派遣、更には、租税教室への講師派遣など、多岐にわたる積極的な御支援、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や経済のグローバル化・IT化により大きく変化しており、税務行政は、一層、複雑・困難なものになってきております。このような状況の中で、私どもは、申告納税制度を支える二本の柱、すなわち「納税環境の整備」と、「適正・公平な税務行政の推進」を図り、税務行政に対する国民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

具体的な取組としましては、e-Taxなど、ICTを活用した利便性の高い情報や申告・納税手段の提供をして参ります。特に、e-Taxの利用促進については、引き続き、最重要課題の一つとして、会員皆様の御協力を得ながら更なる利用拡大に努め

て参ります。

昨年、国税庁における「業務プロセス改革計画」が策定され、オンライン利用率に加えて、e-Taxの利用満足度など、納税者の利便性向上や行政運営の効率化に関する指標が掲げられております。

日本橋支部におかれましては、電子申告推進委員の設置や研修会の開催、また、日本橋税務懇話会の一員としてe-Tax・eLTAX利用推進宣言をしていただくなど、e-Taxの利用拡大に向けて多大な御支援、御協力をいただいていると伺っております。皆様方の御尽力で昨年度の全国のe-Tax利用率は目標値に迫る割合となっており、今後の税務署の事務の効率化にも大きく寄与するものと期待しております。e-Taxの利用拡大は、皆様方の御協力なしでは成し得ないことから、利用推進等については、代理送信を最大限に利用していただきたく、引き続き、より一層の御理解とお力添えを賜りますよう、特にお願ひ申し上げます。

また、書面添付制度につきましては、引き続き、記載内容の充実及び書面添付割合の向上に向けた更なる取り組みをお願い申し上げます。

結びに、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、着任に当たってのごあいさつとさせていただきます。





支部長退任にあたって

前支部長 ふじ やま きよ はる 藤山清春

暑中お見舞い申し上げます。

この度の支部定期総会をもちまして、任期満了による支部長の要職を退任させていただきました。

無事、大過なく任期を全うできましたことは、ひとえに役員の皆様のご協力と会員の皆様による温かいご支援ご鞭撻の賜と、深く感謝申し上げ、厚く御礼を申し上げます。

顧みますと、早期に部会を召集し、私の考え方や要望等をたたき台にして検討をしていただき、斬新な施策等を求め会務運営をしてまいりました。その結果、主に次のような事項が実現できました。

1. 総務関係

- ① 「日本橋東町会」に入会しました。
- ② 幹事会議事録署名人を輪番制にしました。
- ③ 新入会員業務説明会の開催を年1回から2回にしました。
- ④ 支部事務局の収納棚等を耐震構造のものに取り換え、ランタンを設置しました。
- ⑤ 支部事務局のデータのバックアップ機能を追加して外部にも保存することとし、必要な機器等を購入しました。
- ⑥ 定期総会終了後の懇親会の会費を無料にすることとしました。

2. 研修関係

税理士雑談室に室長制を設け、中島美和会員を初代室長に委嘱しました。

3. 広報関係

- ① 会報「にほんばし」の寄稿者の氏名にルビをふることとしました。
- ② 明日の税理士を担う人材育成制度における育成プログラム（AZセミナー）の第1回受講者4名と座談会を開催し、同セミナーについて会員の皆様に理解していただくために、その模様を会報第134号に掲載しました。なお、この4名のうち3名が幹事に立候補され、全員が当選されました。
- ③ 22年ぶりの野球部の優勝を祝して「号外」

を発行しました。

4. 厚生部関係

第115回支部対抗野球大会で、日本橋支部は、約束通り優勝しました。

5. 組織部関係

- ① 「災害対策積立金取扱規程」を設け、目的及び積立限度額を規定しました。
- ② 幹事会の出席者に交通費を支給することとし、交通費支給規程の一部を変更しました。

6. 税務支援対策関係

日本橋税務署のご協力により、同署敷地内に、支部事務局で毎月開催している無料税務相談の看板を設置しました。

7. 電子申告関係

- ① 情報システム委員に電子申告推進委員を兼務していただくことにしました。
- ② 日本橋税務署長と支部長の連名による電子申告に関するアンケート調査を実施し、税務署のサポートを希望する会員については、同署のサポート隊の派遣を要請しました。
- ③ 新ICカードの取得（更新）に関する研修会を延べ9回開催しました。

8. 租税教育関係

- ① 租税教育推進委員会を設置し、租税教育講師8名を委員に委嘱するとともに、若狭茂雄会員を初代委員長に選任しました。
- ② 全国納税貯蓄組合連合会並びに国税庁が実施する「中学生の税の作文」について、「支部長賞」を設け、日本橋税務署管内の応募者の中から1名を表彰するとともに、受賞作品を支部のホームページにアップしました。

さて、新支部長に浅見達雄会員が就任されました。浅見支部長は、会務に精通され経験も豊かな方ですので安心してバトンタッチができました。新役員の皆様方には、浅見支部長に私以上のご理解とご協力をお願いいたします。

会員の皆様のご健勝を心から祈念申し上げます。

新 役 員 の 紹 介



副支部長
(研修・税務支援対策・
租税教育推進委員会担当)
わか さ しげ お
若 狭 茂 雄

藤山支部長が退任され、この度の支部役員の改選で、浅見達雄支部長の誕生し更なる飛躍に向けて船出した浅見丸を補佐する大任を受けた若狭です。

副支部長は中島支部長時の経験と東京会における理事及び常任理事での経験等を支部運営に生かすよう努力したいと存じます。

今、税理士業界も税理法改正問題、マイナンバー法の成立から政省令ができる状況で、税理士として納税者等にどう番号制度導入を伝えてゆけばよいか、またいろいろな諸問題を支部会員の皆様と共に悩み、共に研究し合いながら、浅見支部長を補佐して行きます。

副支部長としての担当は、研修部、税務支援対策部、租税教育推進委員長を担当することになり、今まで以上に支部のために頑張りたいと存じます。会員の皆様より一層のご協力をお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。



副支部長
(広報・組織・
法対策委員会担当)
きの した じゅん いち
木 下 純 一

この度副支部長に選任された、木下です。3期目になります。

新支部長、浅見達雄氏を支えて、日本橋支部の運営に尽力していく所存です。

今期は、広報部、組織部、法対策委員の担当になりました。

広報部に関しては、広報部長と共に、会員の方々に興味をもって読まれる紙面の編集に心がけ、また、多くの会員に原稿を投稿して頂くようお願いする次第です。

組織部については、支部会員の連絡、災害時の

対応について会員相互の協調等を図れば良いと思っています。

法対策委員長も3期目になりますが、会員の皆様のご意見を伺い、東京会に提言していきたいと思っています。

任期の2年間、宜しくお願いします。



副支部長
(厚生・綱紀監察担当)

さか した しん いち ろう
坂 下 眞 一 郎

私、坂下眞一郎は浅見支部長の指名により、支部長補佐役として副支部長を務めさせていただくこととなりました。私は直近の2期4年間は東京会理事として税務審議部（今期より調査研究部）に席を置き東京税理士会の税制改正要望の意見書作成、税と社会保障一体改革の番号制制定等の課題に携わってまいりました。支部運営は遠ざかっていましたので浅見支部長、他の副支部長からご教授いただきながら、幹事の皆様と協力し、支部活動の円滑な運営に努めてまいり所存でございます。支部会員の先生方のご支援のほど、宜しくお願い申し上げます。



副支部長
(総務・経理・
情報システム委員会担当)
さ さ き のり し
佐 々 木 則 司

支部役員改選により、引き続き幹事をさせていただくことになりました。今年度は浅見支部長より副支部長との指名をいただき、総務部と経理部の担当となります。

前年度は総務部長でしたが部長職とは違う重責にプレッシャーを感じているところです。

また、情報システム委員も兼務となりました。電子申告の普及推進は本会ともあわせて行っているところですが、さらなる普及に会員の皆様のご理解をいただき進めていきたいと考えています。是非ご協力をお願いいたします。

更に会員の皆様へは支部行事へ積極的にご参加をいただき日本橋支部の会員でよかったとの実感を共有していただければと思います。
この2年間支部会務に精一杯努める所存ですので、ご協力の程お願い申し上げます。



(総務部長)

おお さわ あき ひと
大 澤 昭 人

この度、役員改選により、新たに総務部長を務めさせていただくことになりました。
何分、すべてが初めてづくしのこととなり、戸惑いもありますが、任期の2年間、支部活動が円滑に行われるよう心掛けて参ります。そのためには、何より皆様のご協力が不可欠ですので、宜しくお願い致します。



(総務部)

しぶ や みつ お
澁 谷 三 男

このたびの支部役員改選で、引き続き幹事を務めさせていただくことになりました。
総務部は2期目になりますが、浅見支部長、佐々木副支部長、大澤総務部長のご指導を頂きつつ、支部運営に少しでもお役に立てればと存じます。
会員の皆様方のご協力を、よろしくお願い申し上げます。



(総務部)

お ばら まさ ひろ
小 原 正 寛

この度、日本橋支部の総務部を担当させていただくことになりました小原正寛と申します。日本橋支部の会員となって3年程のため、まだまだ未熟ではございますが皆様のお役に立てるように努力して参りますのでよろしくお願いいたします。

さて3年前に日本橋地域とご縁ができてからというものの日々この地域についての発見があり、伝

統を感じています。事務所の近くには宝田恵比寿神社があり、今では毎年10月19、20日の江戸時代から続くべったら市が楽しみとなっています。神社の近くの道路はべったら漬等の屋台が出てたくさんの人で埋め尽くされます。近隣住民の方はもちろん、近くでお勤めの方々も昼はランチ・夜は食べ歩きと楽しんでいるようです。私も昼間だけの日本橋住民ですが多くの時間を過ごす日本橋地域に貢献できるようにして参りたいと思います。



(総務部)

の もと とく じ
野 本 徳 治

この度の役員改選により、引き続き総務担当幹事を仰せつかりました。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

支部運営のお役にたてるよう、精一杯務めさせていただきたいと思っておりますので、皆様方のご協力の程お願い申し上げます。



(研修部長)

あお き ひさ なお
青 木 久 直

この度の役員選挙で幹事を仰せつかりました青木です。また、引き続き研修部長を務めさせて頂きます。

税理士は納税者の権利を擁護するため、常に研鑽に励み、最新の税法を身につけなくてはなりません。そして、節税テクニックに走ることなく、納税義務の適正な実現を図る事が出来るよう。また、支部会員の皆様のご要望にお応えできるよう研修会を企画して参りたいと思います。

研修部長は2期目ですが、初心に戻り、微力ではありますが精一杯頑張りますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



(研修部)

お ばた たか お
小 畑 孝 雄

幹事3期目となります。今期は研修部担当として会員の皆さんのニーズに合った研修の提供に努力して参りたいと思います。

どうぞよろしく。



(研修部)

やす だ のぶ ひこ
安 田 信 彦

この度の支部役員改選で、引き続き幹事を務めさせて頂くことになりました。安田信彦でございます。所属は研修部となりました、どうぞ宜しくお願い致します。

同時に本会の情報システム委員・電子申告推進員の委嘱も有り身の引き締まる思いがあります。私に託された事は電子申告の普及を通して税理士業務の無償独占を確保することにあると思っております。会員の皆様のお力をお貸し頂き電子申告の普及に努力していきたいと思っております。

皆様もお気づきの通り税理士業務の環境は電子申告が導入されて以来大きな変化が訪れてきております。この変化に顔を背けるのではなく、まずは向き合うことの必要性を感じて頂ければありがたいと思います。微力ながら頑張ってお参りますので重ねて願ひ申し上げます。



(研修部)

はま かわ ひさ こ
濱 川 久 子

このたび日本橋支部の幹事に就任いたしました濱川久子です。研修部に所属させていただきます。他に情報システム委員、電子申告推進委員を務めさせていただきます。

日本橋支部に所属して12年になりますが、この間に電子申告がスタートし、研修資料等も紙から

データへと移りつつあり、研修もオンデマンド化など税理士を取巻く環境が激変しています。この情報化社会に必要な知識、スキル取得に役立つような研修を企画し会員の皆様のお役に立てるよう精一杯務めさせていただきますので宜しくお願いいたします。



ご希望の 研修テーマ
お寄せください

(研修部)

す さ まさ ひで
須 佐 正 秀

引き続き研修部を担当します。どうぞ宜しくお願いします。研修部の生命は、テーマ選びです。会員の皆様の新鮮なアイデアを幅広く採り入れていきたいと思っておりますので、ご希望の研修テーマをどんどんお寄せ下さい。



(研修部)

やなぎ はら なお と
柳 原 直 人

研修担当幹事の柳原です。2期目になります。

研修担当としましては、先般開催された定期総会で承認を得た平成24年度研修部事業計画を確実に推進して、支部会員の皆様の業務等に少しでもお役に立てるよう努力してまいります。

研修に対する要望等については、遠慮なくお申し出いただけたらと思っております。

これからも暑い日が続きますが、皆様のご健勝を祈念いたしまして、役員就任の挨拶といたします。



(研修部)

ゆ もと やす ひろ
湯 本 康 弘

この度初めて支部役員に就任させていただきました。

23年6月に登録してまだ2年の若輩者ですが、一杯頑張ってお参ります。

支部ではテニス部、ゴルフ部でお世話になっております。

研修部主催の雑談室にも以前より参加させて頂いておりますが、支部活動（飲み会含め・・・）に参加することで諸先輩方の色々なお話をお聞きして勉強になることがとても多いので、是非にとも皆様にも積極的な参加をお勧め致します。特に今後は若い会員との窓口になって、支部の活性化に一役担えればと思っております。

宜しくお願い致します。



広報部を 任されましたが

（広報部長）

ふく おか とし ろう
福 岡 敏 郎

この度、広報部部長を拝命いたしました福岡です。

今までの税務支援とは、だいぶ勝手が違うようで、いささか、とまどっております。

広報部の仕事は、広報誌「にほんばし」の年4回の発行を責任を持って、行うことです。

この一年は、従来の業務の慣行に従って、あまり新機軸を打ち出したりは、しない方針です。

ある程度、ルーティンワークに慣れて来たら、どのような広報誌が、会員にとって望ましいのか等いろいろと検討を加え、改善すべき点等があれば、糺すべきは糺し、よりよい広報誌の作成を目指して行きたいと存じます。

最低限、年4回の発行を守ることが、当面の目標です。各先生方にも、原稿等、いろいろとご依頼させて頂くことも多いかと存知しますが、よろしく、お願い申し上げます。



（広報部）

さ の のり こ
佐 野 典 子

このたび、役員改選により広報部を担当させて頂くことになりました。

会員の皆様には、会報「にほんばし」から充実した情報を発信していきたいと思えます。

ご協力、よろしくお願い致します。



（広報部）

すず き かん
鈴 木 寛

この度、東京税理士会日本橋支部の幹事を拝命いたしました、AGS税理士法人の鈴木寛と申します。税理士法第1条にあります税理士としての使命を常に意識し、また、支部として行なっている各種活動に積極的に参加することで、日本橋支部の発展に寄与していく所存でございます。

私どもAGS税理士法人は統括代表社員であります軒澤力及び廣渡嘉秀を中心と致しましたスタッフ総数160名の組織であり、現在54人の所属税理士のうち、日本橋支部に41人の登録をさせて頂いております。

私個人の紹介といたしましては、健康のための週末のスポーツクラブ通いと、食通ではありませんが美味しい食事とお酒を嗜むことを趣味としております。

若輩者ではございますが今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



（広報部）

いわかわ ゆ み こ
岩 川 由 美 子

このたび、広報部を担当させて頂くこととなりました岩川でございます。

このような大役を仰せつかるには、まことに微力でございますが、先輩各位ならびに皆様のご助言、ご協力をあおぎ邁進してゆく決意でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今後、大きく変化していくであろう我々を取り巻く環境の中で、会報を通じて会員の皆様に情報伝達、情報交換のお手伝い、また、日々のあわただしい業務の中でホッと一息つけるような、広報誌を作成できたらと思っています。

税制改正等は勿論のこと、日頃感じたことや趣味について等どんどん掲載できればと思っておりますので、是非ご紹介ください。皆様のご協力、ご支援をよろしくお願い致します。



(広報部)

え ま まさ よし
江 間 政 芳

この度、広報部担当の支部幹事を務めさせていただきましたこととなりました。

公務員生活から税理士に転身して早三年、厳しい状況の中、諸先輩のご指導ご鞭撻により、何とか税理士稼業（…の仕事）に専心しながら、好きなゴルフをきっかけにTNG会などの支部活動に参加させていただいてきました。

支部の幹事はもちろん、広報の職務も全く初めてであり会員の皆様には大変ご迷惑をおかけするかと思います。部長、副部長の下、幅広い情報発信を目指して自分なりに精一杯務めさせていただきたいと思っております。

何分、会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



新幹事となって

(広報部)

ます だ かず ひろ
増 田 和 弘

新年度より新しく幹事として、広報部担当の委嘱を受けることになりました。広報というと漠然としたイメージしかありませんが、会員に対する広報活動とともに、対外的なPR活動も重要だと考えております。

特に私は、東京税理士会の広報部委員も拝命し、対外的に税理士制度をPRすることで、一般の方々の税理士に対する認知度を上げていこうと考えております。したがって、支部においても同様の活動をしていきたいと思っております。しかしながら、一概に対外的PRといっても中々難しい部分も多いと思われます。ましてや私は新参者ですので皆様からご協力頂くことが不可欠です。

何卒より良い広報活動のためにご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。



(厚生部長)

やま しな ひろ とし
山 科 裕 紀

この度、成り行きで厚生部部長になりました。8年幹事をやって2年前に引退したつもりでしたが酔った勢いで引き受けてしまいました。日本橋支部は人材が不足しているのでしょうか。私は人前に出るのが苦手なので会務を全うできるか不安です。

野球、ゴルフ、囲碁、カラオケ、ボーリング、テニスと厚生活動はバラエティに富んでおり、また新入会員大歓迎の入部しやすい状況ですので、気軽に声をかけてください。

特に野球部は支部対抗野球大会で22年ぶりに優勝を果たし乗ってる部なので今のうちに参加しますと良いことがあるかもしれません。とにかく2年間会員のためになる活動を企画していきますので宜しくお願いいたします。



(厚生部)

もり た こう いち
森 田 幸 一

この度の支部役員改選で、厚生部の担当として2期目の幹事を務めさせていただくことになりました。

新たなイベントを企画するなどより多くの会員の方々が厚生活動に参加され、会員相互の親睦が図られるよう精一杯務めさせていただきます。

皆様の厚生活動への参加をお待ちしています。



(厚生部)

もり 一 ろう
森 一 郎

このたび支部幹事に就任いたしました森一郎です。先日の定期総会において決議されました事業計画に基づいて、与えられました仕事を誠心誠意行なっていく所存です。

厚生部は2期目となりますが、日本橋支部の会員の皆様が楽しく参加できるものを企画し、より懇親を深めていただければと思っています。



(厚生部)

わた なべ ひで き
渡 辺 英 樹

日本橋支部会員の皆様、税理士の渡辺英樹と申します。この度厚生部の幹事として二期目を務めさせて頂くこととなりました。前任期中は大澤部長のもと、主に野球部、TNGゴルフ大会、ボーリング大会等のお手伝いをさせて頂きました。

厚生事業は支部活動の三本柱の一つと伺っております。前任期の期間中に増して山科部長を支え、会員相互間の親睦を図るために自身の出来る事を支部のお役に立てられれば幸いと考えております。どうぞ宜しくお願い致します。



(厚生部)

ひき ち えい じ
引 地 栄 二

皆さん、こんにちは。この度、日本橋支部の幹事の重任を拝しました引地栄二と申します。所属は厚生部となりました。

私は昭和43年生まれで現在45才です。平成4年に明治大学を卒業し、平成10年の税理士試験に合格、平成13年12月に税理士登録を致しました。平成14年9月より日本橋支部に移転してきたと同時に野球部に所属し、今年から野球部主将をさせて頂いております。

今までは厚生部のお世話になってばかりでしたが、今後はご恩返しのつもりで会員の皆様方が明るく楽しく元気になれるよう厚生部の任務を全うしていく所存でございますので、宜しくお願い致します。何かやってみたいスポーツ、娯楽などがございましたら何なりとお申し付けください。



(厚生部)

あん どう かつ み
安 藤 克 巳

この度の役員改選において再度、厚生部を担当させて頂くことになりました。あまりお役には立てませんでしたが、自分なりに問題意識を持ち、努力する所存でありますので、どうかよろしくお願い申し上げます。



(組織部長)

たか はし み つ こ
高 橋 美 津 子

このたび組織部長を仰せつかりました。日本橋支部900名を超える会員の皆様の緊急時等のための連絡網整備等、また、支部規則の精査等について、浅見支部長のもと、部一丸となり力を合わせて会員の皆様のお役にたてるように努力していきたいと思っております。

また、アイデアがありましたら支部事務局へご一報いただけたらありがたいです。



IPS細胞のように

(組織部)

なか たけ あき お
中 武 昭 夫

人は「細胞」の集まりで成り立っています。組織は、人と人の繋がり成り立っています。

会務運営においては、会員相互の「繋がり」が一層深まるように、「綻び」ができそうな時は、組織部がその修復のために「IPS細胞」のような役割を担えるよう微力ながら努めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。



(組織部)

うめ だ ふみ え
梅 田 文 江

この度の支部役員改選で、組織部の幹事を拝命いたしました、梅田文江です。

組織部は支部諸規則の見直し・緊急連絡網の見直し・防災対策の組織整備を図ることが主たる活動です。改選前迄所属しておりました広報部と比較しますと、少々硬い感じがしますが、規則も組織も硬くなってしまうと運営が困難になります。

ましてや、3.11以来、防災の準備は急を要する重大事ですし、組織も時代とともにメンテナンスが必要です。私も頭を柔軟にして、浅見支部長・高橋部長のもと微力ながら少しでもお役にたてるよう努力いたしますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



(経理部長)

いし かわ かつ ゆき
石 川 勝 之

この度、経理部長の大役を仰せつかりました。過去、延べ5期10年間監事を担当させていただきましたので今年でお役目は終わりと思っていました。従って経理部長就任要請は大変ショックでした。古稀を迎えた老人を使うな！後進に道を譲れ！と抵抗しましたが無駄でした。

監事の職は実務的にも経験があり概ね過不足なく務め終えることができたと考えています。

執行部入りは全くのど素人であり務まるかどうか不安ですが引き受けたからには執務に精励するのが私の信条ですのでがんばります。

会員の皆様には、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



(経理部)

こい で すみ え
小 出 純 江

このたびの支部役員改選により引き続き幹事を務めさせていただくことになりました。2期4年所屬しておりました広報部を卒業し、初めての経理部担当です。石川経理部長の片腕とはいかないまでも片指くらいのお手伝いで、支部運営の一助となれるよう務めたいと思っております。

よろしくお願い申し上げます。



(綱紀監察部長)

たか き たけ ひこ
高 木 武 彦

この度の支部役員改選により、引き続き綱紀監察部長を仰せつかりました。

浅見支部長の下、綱紀監察業務の適切な執行が行われるよう微力ではありますが一生懸命務めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



(綱紀監察部)

なる み ゆう すけ
鳴 海 悠 祐

2年前に新役員になったのですが、あっという間に任期が終了した感があります。

この2年の間に一般幹事としての支部の幹事会に出席したり、綱紀監察委員としての打合せ会議や調査案件に参加してきましたが、本当に会員の皆様のお役に立てる仕事をしているのだろうか、全く無駄なことをしているのではないだろうかなどいつも考えながら過ごした2年間でした。

支部の役員はこの2年間でやめさせて頂こうと思っていたのですが、どういう訳かこれからの2年間も引き続き綱紀監察委員としての仕事を担当することになりました。

これからの2年間も今までと同じようなことを

考えながら試行錯誤をする期間になりそうですが、少しでも会員の皆様のお役に立てるよう頑張っていけたらと思っております。



(綱紀監察部)

さとう そう せき
佐 藤 宗 石

この度の支部役員改選により、引き続き幹事を務めさせていただくことになりました。

前期は研修部を担当させていただきましたが、今期は綱紀監察部を担当させていただくことになりました。高木綱紀監察部長のもと、支部運営に一生懸命努めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。



(税務支援対策部長)

さいとう いく お
齋 藤 郁 夫

この度の支部役員改選により、引き続き税務支援対策部長を務めさせて頂くことになりました。前期同様宜しくお願い致します。

本年度の税務支援事業は、総会においてご承認頂きました次の3本柱を中心として実施する計画です。

- ①東京税理士会の受託した無料相談等の事業
- ②諸団体との協議に基づく事業
- ③支部独自の事業

これらの事業達成のため精一杯努めてまいりますが会員の皆様方のご協力がなければ成り立たない事業です。積極的にご参加下さいますようお願い致します。



(税務支援対策部)

ゆう き まさ し
結 城 昌 史

この度、税務支援対策部副部長に就任いたしました結城昌史でございます。税務支援対策部2期目で副部長というのはおこがましい限りですが順

番という事ですのでご了承いただければと思います。税務支援対策部は支部会員のご協力を得ながら、確定申告期などに税務支援事業を行います。税理士会等が予定している税務支援の対象者は小規模事業者となっています。しかしながら、当支部の現状では、土地柄でしょうか相談会場によっては、金融所得等の高度な質問・相談も多く見受けられます。

このような納税者の方々に応えるためには、支部会員皆様のお力を借りるほかありません。何卒、ご協力宜しくお願いいたします。



(税務支援対策部)

さくら い かず よし
櫻 井 和 儀

この度の支部役員改選により引き続き幹事として税務支援対策部を担当させていただくことになりました。税務支援対策部の仕事について、ほとんど内容を理解していない状態ですが、少しでもお役にたてるよう努力させていただきます。



(税務支援対策部)

つち だ かず お
土 田 一 夫

この度、支部幹事（税務支援対策担当）を仰せつかりました土田です。

日本橋支部にお世話になりましてから足掛け3年目と日が浅く、このような大役を引き受けるにはまだまだ至らないと私自身でも感じているところでありますが、齋藤部長のもと、微力ながら税務支援の重要性を認識してお役に立てるよう努めて参ります。

皆様方の温かいご指導とご協力の程、お願い申し上げます。



(本会理事)

ふくもとみつお
福本光男

この度の役員改選に際し、皆様の温かいご支援により4期目の本部理事を務めさせていただくことになりました。東京会では新設されました租税教育推進部を担当させていただきます。今まで4年間、常務理事広報室長として、対外広報と租税教育、ホームページに携わらせていただいた経験を活かし、その重責に心も新たに精進、邁進する所存です。

ご承知の通り23年度税制改正大綱の中に租税教育が取り上げられ、政府においては中央租推協が発足、日税連においても26年度税理士法に関する改正要望書に「税理士が行う租税教育への取り組みの規定整備」が盛り込まれました。

租税教育は年々成果を上げ、東京会の取り組みも大変評価され、各単位税理士会から講演等のオファーもいただいております。わが日本橋支部に於きましても、租税教育講師の方々のご努力で充実した租税教室が開催されています。改めて感謝いたします。

日税連租税教育推進部においては、初等中小委員会を担当し、子供たちが自ら手に取って読める副読本の制作を任せていただいております。これは漫画本として作成中で、今年秋には発行できる予定です。

租税教育のみならず、支部と東京会および日税連のパイプ役として、皆様のお役に立てるよう、さらに研鑽を積み頑張りたいと思います。これからもよろしくお願いいたします。



(本会理事)

はなやまさんろう
花山三郎

東京税理士会理事を引き続き務めることになりました花山三郎です。所属部も引き続き税務支援対策部になりました。

本会では、独自、受託、協議派遣の3事業を実

施しておりますが、確申期の無料相談・確申期の電話相談センター・パソコンによる確申センター・個別指導方式による記帳指導等の受託事業が中心となっています。

今後は独自事業の拡充が大きな課題となります。

相続税が改正され、申告の必要のある相続人の大幅な増加も予想されています。

税務署と無縁であった国民のお役に立てるような税務支援が出来ればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。



(本会理事)

なかざわいさむ
中沢 勇

この度の東京税理士会役員改選にあたり、皆様のご支援により本会理事を務めさせていただくことになりました。所属は研修部です。

支部では幹事として13年。内6年間は経理部長として、無事に務めることが出来たのも、皆様のご協力のお陰と感謝申し上げます。

今まで支部でも研修部に所属したことが無いので、どうしたらよいのか、どのような活動が出来るのか、まだ見当もつきませんが、研修部の主な目的である会員の資質の向上、業務の充実に向け、より多くの皆様が参加しやすい研修活動のため少しでもお役に立てるよう努力していきたいと思っています。

ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。



(本会理事・調査研究部)

たきぐちとしこ
滝口利子

この度、当協会の理事に初めて就任しました。先日、第一回の支部長会及び理事会がありました。席は、支部ごとに固定され、日本橋支部は1列目の中央です。会議のペーパーレス化ということで全員パソコンかタブレットを持参。200人以上の理事等がいっせいにサイボウズにアクセスするので、枚数が多いPDFはなかなか開かず、また、

未熟な操作なため汗をかくことひとしおでした。前回支部役員の時、事務所のIT化を情シス委員会の事業目的に掲げましたが、自分でこのように実際汗をかいてみないと分からないと反省しました。

調査研究部では、法律改正の建議を挙げます。この建議は「所得課税」、「資産税」、「その他」の3区分で構成されているということです。この「その他」の取りまとめ役をするように打診がありました。法律を解釈するというのと建議を挙げるということは、全く違うことです。つまりは、立法論になりますし、マクロ的な視点が必要かと思います。自信もないのですが、皆さまの意見を聞きながら勉強してこうと思います。



(本会理事)

いの うえ しん いち
井 上 眞 一

この度の東京税理士会の役員改選で理事に就任することになりました。これから2年間、業務対策部の委員として活動して参ります。初めて理事になりましたので、いまのところ何をするのか全くわからない状況で、諸先輩方のご指導を得ながら税理士会のために少しでも役に立つことができればと思っています。

業務対策部の主な活動は、「会員の業務開発及び改善並びに指導に関する諸施策を実施する。」「中小企業の活性化等に資する諸施策を実施する」等で、言葉は知っていても実際にはあまり実施活用されていない制度や、事務所の運営に役立つ情報など、自分自身が勉強しながら、それを皆様にお知らせしていきたいと思っています。



(監事)

こ みね こう いち
小 峰 浩 一

この度3期目の監事を務めさせていただくことになりました。

支部決算書及び諸規則については前中沢経理部長及び前石川監事のご尽力により完成度の高いも

のに仕上がっております。私が監事就任以来石川先生には大変お世話になりました。留まる身として監事業務にかかわる熱意を受継いでまいりたいと思います。

又、今回の定期総会での質問にみられるよう支部を取巻く環境も微妙に変化してくるものと思われます。この度就任された三ヶ尻監事とともに新しい感覚を持って監事業務に対処できればと考えております。

総会壇上での監査報告は苦手ではありますが、会員の皆様には監査実務を通して支部業務の一翼を担うべく努力いたす所存であります。ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。



(監事)

み か じり ただ ひろ
三 ヶ 尻 忠 敬

このたび、東京税理士会日本橋支部の監事に就任させていただきました三ヶ尻忠敬と申します。正直、どんなことをやるかまだ想像がつかないし自分に任務が務まるかどうかドキドキです。不安な気持ちもありますが、逆にワクワクもしております。これは何というのでしょうか？初恋の時のような気持ちでしょうか（笑）。

前任の方が、きっちりされていたとお話を伺い、これは気を引き締めていかないといけないなと思いました。これはワクワクなんてしてられません。

ということで、諸先輩方におんぶに抱っこで行こうと思います。いや間違えました（笑）。諸先輩方におんぶに抱っこにならないように、頑張っで行きます。

好きな言葉は『一期一会』。このチャンスを生かしていきたいと思いますので、みなさまどうぞよろしくお願い致します。





定期借地権の法人税法上の 取扱いと問題点について

いえさき かつお
家崎 克夫



はじめに

平成4年8月の新借地借家法の施行とともに定期借地権が導入され、約22年が過ぎようとしている。従前においては、特に建物保護法との関連で借地権が強く保護されていて、借地権設定者は一旦賃貸すると建物がある限り更新せざるを得ず、借地権がいわば所有権化された状況にあったが、土地の有効利用の立場から多様な土地賃貸借の形式が必要であるとの観点から定期借地権の法制が設けられたといわれている。

この定期借地権のタイプは、①存続期間が50年以上の一般定期借地権、②30年以上の建物譲渡特約付借地権及び③10年以上50年未満の事業用借地権の3つのタイプがある。いずれも原則として契約期間が満了した時点で賃貸借契約は終了することとなっており、契約終了時の立退き料を授受することもないなど借地権設定権者に有利になっている点が旧法上の借地権及び普通借地権（以下、併せて「通常借地権」という。）の権利関係と大きく異なっているといえる。

この定期借地権と通常借地権との権利関係の相違に起因して、定期借地権の法人税法上取扱いについていくつかの議論があり審査請求又は訴訟となっているケースがある。

1 定期借地権の設定と権利金の認定課税

(1) 法人税法施行令 137 条の取扱い

法人税法施行令137条は、「借地権もしくは地役権の設定により土地を使用させる行為をした内国法人については、権利金を収受する取引上の慣行がある場合においても、当該権利金の収受に代えて、当該土地の価額に照らし当該使用の対価として相当の地代を収受しているときは、当該土地の使用に係る取引は正常な取引条件でされたものと認める」と規定している。

この法人税法施行令137条を裏返して読め

ば、借地権の設定により自己の土地を使用させた場合、その地域に、通常権利金を収受する取引上の慣行があるときに、その慣行を無視して権利金の収受なしに借地権の設定に応じることとは、経済取引として極めて不自然不合理であり、そのような取引を行う場合は、借地人側に権利金に見合うだけの利益を与えることになるため、地主側である法人において権利金相当額の収益が実現した上、同額を借地人側に贈与（寄附）したものとみなされるということである。他方、借地人側では受贈益課税が生じる（法人税基本通達13-1-3）。

しかし、権利金の収受に代えて相当の地代を収受することで正常に取引が成立するとも考えられるので、権利金の授受がない場合であっても「土地の価額に照らし当該使用の対価として相当の地代を収受しているときは、当該土地の使用に係る取引は正常な取引条件でされたもの」と認め、権利金相当額の収益実現と贈与を認定する処理は行わないと規定しているのである。「相当の地代」は「権利金の収受に代えて」収受すべきとされているので、同条は土地の使用に際して「権利金を収受する取引上の慣行があるとき」を適用の前提にしている。

(2) 定期借地権への法人税法施行令 137 条の適用

借地借家法上の借地権は、「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」と規定されている（同法2条）。法人税法施行令137条の借地権に比べて「建物の所有を目的とする」という限定がついている分だけ範囲が狭くなっているだけである。

つまり、定期借地権は、契約満了期限が来たら、更新はなし、更地にして返還するという特約付きの借地権であり借地借家法2条の借地権の一種として、法人税法施行令137条の適用のある借地権に含まれることになる。

ところで、通常借地権は、借地人が望む限り自動的に法的更新されるという強い権利が与えられるため土地の価額がいわゆる底地価額まで低下してしまう見返りとして、高額の権利金を徴収する必要があるとされている。

しかし、定期借地権については、その期間が過ぎれば土地が確実に所有者の手元に戻り、立退料も不要のため、設定時に権利金を徴収することが想定されていない借地権ということになり、現在の取引実務においても定期借地権の場合は設定契約に際して、権利金を授受する慣行がないのが実情である。

結論として、権利金の認定課税に関しては、定期借地権は法人税施行令137条の借地権ではあるものの、同条適用の前提条件である「権利金を収受する取引上の慣行があるとき」という要件を欠いていることから、定期借地権には同条を適用される場面が生じることは考えられない。

よって、定期借地権には、同条の適用を前提とした相当の地代の基準等を示す法人税基本通達13-1-2、同基本通達13-1-7を含む借地権関係のその他の通達も適用の余地はないものと認められ、定期借地権設定契約の際に権利金の授受がなくとも権利金の認定課税は行われることはないということになる。

2 定期借地権の取得価額について

(1) 現行法上の取扱い

法人税法第2条第22号《固定資産》に「土地（土地の上に存する権利を含む。）」の規定があり、借地権は土地の上に存する権利に当たるので非減価償却資産として取り扱われている。

そして、借地権設定契約に際して借地権者が支払った権利金は借地権の取得価額を構成するものとされ、また、権利金の授受がない場合に借地権の認定課税が生じて借地権設定権者である法人は受贈益課税を受けて同金額を取得価額に算入することになる。

(2) 定期借地権の取得価額に係る問題点

イ 返還不要の一時金の授受があった場合の取扱い

定期借地権の設定に際して借地権設定権者

が土地所有者に返還不要の一時金を支払った場合の取扱いについての明文の規定はないが、課税実務では、定期借地権の取得価額を構成するものとされているところである。

しかし、定期借地権設定契約に際して、一般的に借地権の対価としての一時金の授受が行われる慣行がなく、したがって、権利金の授受がなくとも認定課税が行われることはないという状況の下で、果たして、このような一時金は定期借地権の取得価額に当たるものかどうかという問題がある。

この点を争点として審判所で争われたのが次の事案である。

○ 事業用定期借地権の設定に際して支払った一時金で返還されない金額は、借地権の取得価額に算入すべきであるとした事例（平成14年9月17日裁判）

1 審査請求人が行った一時金の税務処理

賃貸借契約の締結と同時に返還不要の「一時金」として、3,000万円を賃貸人に支払い、創業開業費として計上した後、全額償却費として損金の額に算入していた。

2 裁判の要旨

請求人は、借地借家法により新たに規定された事業用借地権は、改正前借地法上の借地権と明らかに内容が異なっており、現行法人税法にない新たな課税客体であり、換言すれば現行法人税法は歴史的・時系列的にみても、事業用借地権等を包含していないことは明らかであるから、法人税法施行令第12条《固定資産の範囲》を根拠とした本件更正処分は違法無効であると主張する。

しかしながら、事業用借地権は、専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く。）の所有を目的とし、かつ、存続期間を10年以上20年以下とする借地権をいうものとされ、普通借地権について適用される契約の更新に関する規定（借地借家法第3条ないし第8条）、建物買取請求権に関する規定（同法第13条）及び借地契約の更新後の建物再築の許可に関する規定（同法第18条）などが適用されない旨規定されているものの借地権であることには変わりがない。

また、法人税法上の「土地の上に存する権利」から除外する規定も特に存しないことを考えあわ

せると、事業用借地権は法人税法上の「土地の上に存する権利」に含まれると解される。

すると、本件土地を賃借するために土地所有者に支払った本件一時金で返還されない金額は、当該借地権の取得価額に算入すべきであると認められるので損金の額に算入できない。

(検討)

審査請求人が本件一時金を創業開業費の一時償却したことの是非については大いに議論のあるところではあるが、本件一時金は、果たしては裁決のいうように定期借地権の取得価額を構成するものなのであろうか。

審判所は、その裁決において、本件一時金が定期借地権の取得価額であるとした理由について、定期借地権は企業会計原則にいう無形固定資産に含まれるものと解されるところ、その取得価額の範囲については、（通常借地権と同様に）法人税法施行令54条1項1号を類推適用するのが相当であるとしている。

これは、通常借地権と定期借地権の当事者間の権利・義務や終期の有無等の違いには一切触れていないことから、定期借地権も借地権の一形態であるという理由で形式的な法令適用の判断をしたにすぎないのではないかととれる。

つまり、定期借地権は賃貸借契約期間満了とともに終了し無償で明け渡すことが予定されている土地利用権であり、法律的に永続性が保護されていて契約期間満了後も権利が消滅せず（借地人が望めば更新される）、返還するときには立退き料が発生する慣行のある通常借地権とはその内容は著しく異なっているものであり、その違いを斟酌せずに、定期借地権の本件一時金を通常借地権の権利金と同様のものと認め、税務上取り扱うのは果たして相当であらうかとの疑問がある。

つまり、本件一時金は、契約上、明確に賃料の前払いという条項がなくとも賃貸借期間が存続する期間の費用とみるのが妥当であると思われる、建物賃借の権利金の例に準じて繰延資産として事実認定することも可能ではなかったかと考えられる。この点、審査請求人は、創業開業費の一時償却を主張していたため直接の争点にはなっていないものの、審判所の判断としてそ

のような選択肢もあり得たのではないかと考える。

もっとも、現在の課税実務では、平成17年「国土交通省の照会に対する国税庁の回答事例」により、地代の前払いであることを契約書に明記するなど一定の要件の下に契約期間の経過に応じて損金計上できるという取扱いが明らかにされたことにより、賃貸人、賃借人双方にとって妥当性のある税務処理が可能となっているところである。

ロ 定期借地権の設定に当たり支出した仲介手数料の取扱い

法人税基本通達7-3-8《借地権の取得価額》において、土地の賃貸借契約に当たり借地権の対価として土地所有者に支払った金額のほかに、法人税法施行令第54条《減価償却資産の取得価額》第1項第1号イの規定に準じて、借地権設定契約に当たり支出した仲介手数料その他の費用の額も借地権の取得価額に含まれるものとして取り扱われている。

しかし、定期借地権の設定の場合には、前述のとおり、定期借地権の対価として土地所有者に権利金を支払うという慣行がないという前提であるところ、つまり、定期借地権の取得価額に算入すべき対価の授受がないにもかかわらず、借地契約のために要した仲介手数料その他の費用等付随費用のみを取得価額に入れる必要があるのかどうかという問題がある。

この点を争点として地裁で争われたのが次の事案である。

○ 事業用定期借地権に係る仲介手数料は定期借地権の取得価額に算入すべきであるとした事例（平成24年7月3日判決）

1 原告が行った仲介手数料の税務処理

結婚式場、披露宴会場の運営等を目的とする株式会社である原告が、専門結婚式場等の敷地の用に供することを目的として、事業用定期借地権設定契約を締結した際、仲介業者に対して支払った仲介手数料の金額を平成21年3月期の損金の額に算入した。

2 判決の要旨

- (1) 事業用定期借地権を含む借地権の取得価額には、借地契約の締結に当たり支出した手数料その他の費用の額も当該資産の購入のために要した費用の額に含まれる。
- (2) 本件定期借地権は、事業用定期借地権であり、契約の締結に当たり、借地権の設定の対価として借地権設定者に支払った金額のほか、契約締結に当たり支出した手数料その他の費用の額も定期借地権購入のために要した費用の額に含まれるものと解されるところ、仲介手数料は、契約に先立ってその基本合意をした予約契約を媒介した者に対し、契約成立時に契約成立の仲介に対する手数料ということができ、契約締結に当たり支出した手数料その他の費用の額に含まれるから、仲介手数料は、定期借地権の取得価額に含まれると解すべきである。
- (3) そうすると、本件契約のように、定期借地権設定契約の締結時に権利金のような一時金の授受がされていなくても、当該敷地の使用収益に見合った対価の意味合いを超える額の地代やその他の経済的利益の授受がされていて、定期借地権設定契約全体から定期借地権の設定に対する経済的保証がされていると評価できる場合も、定期借地権設定における有償性が肯定されるものということができ、施行令54条1項1号を類推適用することができるものと解される。
- (4) 原告は、借地権設定者乙に対し、地代1年分の敷金（無利息）を差し入れており、その資金運用によって通常の条件で金銭の貸付けを受けた場合に比して受ける経済的利益の額が存在し得るところ、これが本件定期借地権の設定の広義の対価に該当することは明らかであるから、本件定期借地権の設定につき施行令54条1項1号の類推適用をすることは許されるものというべきである。
- (5) 事業用定期借地権は、当該事業を営む者にとっては、長期間にわたって収益を生み出す源泉であって、その取得に要した取得価額は、将来の収益に対する費用の一括前払の性質を有することができ、このような事業用定期借地権の資産としての性質を費用収益対応の原則に照らしてみれば、取得の年度に一括して費用に計上すべきでなく、借地期間の満了時に、もはや事業を営むことができなくなり、事業用定期借地権の価値が減価することによって、取得時の費用が現実化するというべきである。

（検討）

原告は、本件事業用定期借地権は、法人税法施行令54条1項1号の「資産」には当たらず、対価の支払いもないので「購入」にも当たらないから同施行令1項1号にいう仲介手数料その他の付随費用の加算はあり得ないと主張している。

これに対して、判決は、上記(4)のとおり、無利息の多額な敷金を差し入れており、その資金運用によって通常の条件で金銭の貸付けを受けた場合に比して受ける経済的利益の額が存在し得るところ、これが本件定期借地権の設定の「広義の対価」に該当するとして、事業用定期借地権の設定が同施行令1項1号にいう資産の「購入」に直接当てはまらないとしても同号を類推適用する根拠は失われていないとして、仲介手数料その他の費用も事業用定期借地権の取得価額に算入するのが相当であるとした。

同判決は、無利息の敷金に係る経済的利益を広義の対価という新たな概念をもって資産の購入代価ではないものの敷金差入れによる経済的利益という対価の授受があるとしているのである。

しかし、このような経済的利益は時の経過に応じて発生する観念的な利益であり、設定契約時に対価として認識し取得価額に算入するすべもないものであるところ、この事実認定と法令の適用は、一般的な対価の意義を超えた対価の拡大解釈によるものではなかろうかという意見がある。そして、同判決は、同施行令1項1号にいう資産の「購入代価」に直接当たる金員の授受はなくても、広義の対価が授受されている本件定期借地権の設定取引に同施行令1項1号を類推適用することも許されるところとした上で、仲介手数料などの付随費用だけを取得価額に算入することも否定されるものではないとしたものであるが、牽強付会とまでは言わないまでもかなり綱渡り的な論理展開のように思える。

また、原告は、原処分は20年先の借地返還時まで仲介手数料の損失処理を先延ばしさせるものであり、原告の事業に対し、課税先行の不合理を生じさせ費用収益対応の原則に違反する旨を主張したが、判決は、事業用定期借地権は専ら事業の用に供する建物の所有目的の借地権であり、その取得に要した費用（原文は「取得価

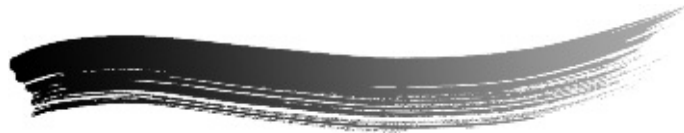
額」)は将来の収益に対する前払いの性質を有するということができ、借地期間満了時に、もはや事業を営むことができなくなり事業用定期借地権の価値が減価することによって取得時の費用が現実化するというべきであるとしている。

しかし、この点についても、仮に、判決のいうように、本件仲介手数料が前払いの性質を有するといのであれば、論理的には、借地期間

終了までの間の費用として期間按分するか、もしくは、終期のある建物賃貸借の場合を類推適用して、発生時の損金と認めることも有り得ると考える。



随筆



能登の旅

やなぎはら なお と
柳 原 直 人

日本橋本石町合同事務所のメンバー5人は、5月12日羽田空港第2ターミナル全日空3番カウンター前に集合した。幸いにも天気は晴れており1泊2日の楽しい能登旅行の始まりである。

この旅行を旅行会社と計画するにあたっては、メンバー5人の意見により新鮮な海の幸を食し、ゆったりと温泉につかることはもとより、余裕をもって名所旧跡を巡るため、観光タクシーをチャーターすることとした。

羽田空港を離陸して約1時間で能登空港に着き、早速観光タクシーに乗車してまずは輪島漆器工房を見学し、お土産に輪島塗の箸を買って求めて旅館に到着した。

旅館ではまず日本海を見渡す絶景の露天風呂にゆったりとつかって一日の疲れをとり、体調を整えてメンバー5人プラス3名の宴会に臨んだ。宴会料理は鮑のおどり焼きのほか、新鮮な海の幸に舌鼓をうち、プラス3名の気配りもよく大変楽しい時間を過ごすことができ、十分満足できるものとなった。

宴会終了後は、旅館のステージで披露される御陣乗太鼓を鑑賞した。御陣乗太鼓の由来は、越後の上杉謙信が能登の名城であった七尾城を攻略した勢いで奥能登平定に兵を進めた。上杉勢は破竹の勢いで御陣乗太鼓発祥の地である名舟村へ押し



寄せてきたが、武器らしいものがない村人達は鋤や鎌で迎撃の準備をすすめたが、あまりにも無力であることは明白であった。そこで、村人達は知恵者の古老の指示に従い樹の皮で仮面を作り、海藻を髪とし、太鼓を打ち鳴らしながら寝静まる上杉勢に夜襲をかけた。上杉勢は思いもよらぬ陣太鼓と奇怪極まる怪物の夜襲に驚愕し、戦わずして退散したと伝えられている。

御陣乗太鼓は、強烈なリズムや面をつけた演者の身のこなしなどが個性的で、その異様な雰囲気には観る者を圧倒する独特の迫力があり、できれば旅館のステージではなく寒風吹き荒ぶ日本海の荒波を背景にして鑑賞すれば、より一層の素晴らしさを感じられると思われた。

2日目も天気はよく晴れて、メンバー5人の平素の行いがよいからかと思いながら朝食を済ませ、旅館の近くにあるキリコ会館（キリコとは、祭りで使う大きな灯籠。）を見学してから輪島の朝市に行き、高級魚の喉黒の干物があればお土産に買うつもりで朝市の通りを散策した。

朝市のおばちゃんの、安くしておくよの一声につられて喉黒を買い、喫茶店でコーヒーを飲んで時間をつぶしていると、同じく喉黒の干物を買った他のメンバーのほうが、値段が安くてしかも品物も良いことが分かり、いささか残念な気持ちになった。ちなみに私の買った喉黒の干物は期待はずれの味であり、旅行から帰った後に事務所の近くにあるおでん屋（おでん屋なのに何故か刺身や干物が美味しい。）に行って食べた喉黒の干物のほうが、新鮮で断然美味かった。

輪島の朝市を後にして、平家の子孫が居住していた江戸時代末期の上時国家と室町時代末期の下時国家を見学してから、能登の千枚田に向かった。千枚田では、観光タクシーの運転手がガイド役として説明してくれたところによると、急斜面に階段状の水田が千枚あるが、お百姓が水田の枚数を数えたところ999枚しかない。1枚足りない。あとの1枚はお百姓の立っている足元の小さな水田であったというオチを披露してくれた。それにしても耕運機などの機械を入れられない狭い水田を維持管理するお百姓の苦労は大変なものがあると感じられた。

なお、この運転手には心付けを渡していたせいか、運転中にも地元の歴史や名物を身振り手振りよろしく熱心に説明してくれたが、熱心のあまりハンドルから両手を離したのにはメンバーも驚愕し、おもわずメンバーの一人がハンドルを持って前を向いて運転してよと声を出していた。

帰りの飛行機は乱気流にあって相当揺れ、いささか怖い思いをしたが無事羽田空港に着陸し、十分満足した能登の旅は終わった。

実は、この旅行は2年前に行ったものであり、残念ながら去年は様々な事情によりメンバー全員による旅行は計画できなかった。今年の秋には、紅葉と松茸を味わう旅を是非計画したい（してもらいたい。）と思っている。



歩き遍路

たに ふくえ
谷 夫久江

平成22年4月30日、夫と四国八十八ヶ所の歩き遍路の第一歩を踏み出した。四国4県にわたる弘法大師が修行された1400キロの霊場を歩いて参拝する旅の始まりだ。お遍路は全部を一度で巡る“通し打ち”と何回かに分けて巡る“区切り打ち”があり、私達は後者で、各最終日には観光することになっている。



白衣、菅笠、金剛杖などの遍路用品は1番札所の売店で揃えた。白衣は死装束、金剛杖は途中で行き倒れた場合の墓標代わりになったそう。白衣に身を包むと、身が引き締まり、非日常の世界に入ってゆける。

そもそも四国歩き遍路を思い立ったのは、漠然と旅するより、歩いて四国一周するのも面白そうだという軽い気持ちからだ。特に信仰心が強い訳でもないし、何か期することが有った訳ではなかったが、最初の区切り打ちですっかり歩き遍路に魅せられてしまった。

歩き遍路は苦しくて辛い。リュックは重く、日頃歩くことの少ない私には5時までの納経時間内に寺に着くのは大変だ。また旧道の遍路道は、都会とは違いお店がない。4時頃にやっと食べ物にありついたこともあった。山奥の工事現場などで、自販機を見つけた時のうれしいこと。

そんな苦しいお遍路なのに、終わるとすぐまた出かけたくなくなってしまう。1番札所で出会ったOLが「あんな苦しいこともうやめようと思ったのに、また来ちゃった」と言ったのも頷ける。ただ歩いて、お寺で読経するだけなのだが。

お遍路の魅力は第一に人との触れ合いや優しさを感じる旅でもあることだ。最初のお遍路の3日目は1番の難所といわれる焼山寺への参拝だった。朝7時に登山口から登りはじめたが、息が切れ、足は重く、他のお遍路さんに次々と追い抜かれ、5時まで間に合いそうにない。納経帳を主人に託し、私は後から行こうと決めた。そんな時、通りかかったお遍路青年が、「最後に1人で山を登ったら危険ですよ。何かあっても連絡できません。一緒に行きましょう」と励ましながら、お寺まで付き添ってくださり、5時まで無事納経できた。あの経験がこれまでのお遍路を後押ししてくれたのだと思っている。前回のお遍路では山下りで難儀している時に、後から来たお遍路さんが、足が辛そうだからと云ってご自分の為に用意していたサポーターを下さった。そんな優しさに支えられる旅である。宿に着くと、全く知らなかった者同士が、情報交換したり、苦労話をし合ったり、実に楽しい。また地元の方も歩きお遍路に優しい。すれ違う子供は元気よく挨拶してくれるし、大人の方の中にはみかんやお金を下さったり、食事をご馳走していただいたこともある。お接待といわれるものだ。いろいろな人に支えられていると感じる旅だ。

また、昔ながらの遍路道も残っていて、春は芽吹いたばかりの新緑の美しさに見とれ、山藤や山つつじの赤い花に癒される。夏は木々を抜ける涼風が最高のお接待だ。自然の中にとちょっとした変化に感動する。

今、8回目の区切り打ちを終え、香川県の札所を残すだけとなった。雨風、直射日光から守ってくれた菅笠はほつれ、山の登り下りを助けてくれた金剛杖は摩耗して2センチ程短くなった。徳島、高知、愛媛県の名所はほぼ観光した。しかし、悟りには程遠い。ただ一つだけ確信している。“一步一步の積み重ねは大きい”ということだ。海岸線を歩いて30分もすると、歩き始めた所が驚くほど遠くに見える。山から下りると参拝した寺は、はるか上だ。山で出会ったお遍路さんの“先ず一歩ですよ”の言葉は全てに通じると思っている。

あと少しでお遍路も終わる。ホッとしている反面、寂しくもある。そして、またどんな出会いがあるか楽しみにしている。

成年後見人等 養成研修を受講して

ふく おか とし ろう
福岡 敏 郎



昨年夏現在、認知症を患っている方は約450万人で、そのうち介護等の申請をされている方は約305万人だそうです。

すると、残りの145万人のうちには放置状況の方が相当数にのぼることが推察されます。

そのような方の手助けの一翼を担うことが出来ればというような気持ちで、昨年11月末に「成年後見等養成研修」を受講致しました。

10:00から18:00まで3日間、たっぷり勉強させて頂きました。講師陣も、一流の方が11名、熱心な講義で久しぶりに充実した時間でした。

全講義に出席し、修了レポートを提出して審査にパスすると、「修了証書」が交付されます。問題がなければ、東京税理士会の「成年後見人等候補者名簿」に登録され、縁があれば、依頼を受けるとともに、税理士会のサポートを受けることが出来ます。

上記研修を受講しなくても、成年後見人を受任することは出来ますが、いろいろと微妙な問題も多いので、希望される方は、受講されることを、お勧め致します。

その際の注意点ですが、例えば、1講義でも欠席すると、「修了証書」は交付されません。着席場所が、指定されており、欠席者は一目瞭然という仕掛けです。また、修了レポートは、字数が指定されていて、短か過ぎても、長すぎても、再提出となってしまいます。その際、余白は字数に加えないようなので、タイトルで行替えなどとやると、字数が違ってしまいますので、タイトルの後に、すぐ書き始めることが肝要です。

現在、履修者向けの研修を受講しております。

一日も早く、一人前の仕事が出来ようになりたいと思っております。

無 題

きん ち えい
金 日 永

思い返してみると、学生の頃から人と比べて長距離走を苦にしていなかったようだ。

そんな私が、近頃のマラソンブームにのって東京マラソンの抽選に奇跡的に当たり2度参加できたことで、いつの間にかマラソンの楽しさ、苦しさを味わうことに火がついてしまった。

昨年の秋から今年の春に至っては、当時ストレスが最高潮に達していたこともあり、衝動的にエントリーを行ったことで、もうヤケクソ気味な過密スケジュールで大会に出場することになってしまった。

当然、まだ幼い子供がいる家庭の父親として普段ろくに家族サービスをしていないにも関わらず月一度のペースであっちこちの大会に参加するとなると、突如現れる爆弾低気圧の如く、家庭内の環境も非常に厳しいものになってしまった。

そんなハイリスクを冒してまで参加したのだから、この間参加した大会の感想などを記すことで皆様からの共感を得られれば少しは慰めになるのだろう。

まず手始めに9月の越後湯沢（ハーフ）、10月軽井沢（ハーフ）と軽くこなし、シーズン前半を好調の中でスタートした。

その後、11月に榛名湖畔を周回する大会（フル）に参加したのだが、この大会、初めての開催だからかどうか分からないが、現地へ行ってみたら、なんと参加人数が20人以下、湖畔にある施設を中心に三々五々参加者が集まってきたところで、『そろそろ始めましょうか』の掛け声とともにスタート。

一応参加者ごとにゼッケンをつけて走るのだけれど参加者がそれぞれマイペースで走るため、あたかもゼッケンを付けたままジョギングする人という状況で、道行く観光客はみな『何?』という顔で不思議そうに見るし、特に『ガンバレ〜』という声援を受けることもなく黙々と各自が走る修行のような大会だった。

ただ、競技後場所を伊香保温泉に移し参加者同士の懇親会があったのだけれど、そこで聞いた話にビックリ。

参加された方々は60歳以上の高齢な方がほとんど、九州、北海道、大阪など遠方から参加され、毎日欠かさず10km以上走っており、都道府県ごとに開催される30km以上の大会をすべて制覇されていたり（中には2回目の制覇を達成された方も）、生涯100回フルマラソン参加をすでに達成していたり、100km走なるウルトラマラソンに参加されていたりと、もう落ちるウロコがないほどに刺激的な話を聞かせていただいた。

十分すぎるほどの刺激をいただいたことで、私自身も大阪（フル）、荒川30k、青梅（ハーフ）、京都（フル）、かすみがうら（フル）、軽井沢（ハーフ）と少しの体調不良や多忙な中で練習もまめに出来ない状態でもつわものの先輩方の姿を思い出しながら何とかこなして来た。

これからは、あの榛名湖で受けた衝撃を胸に、生涯100回達成、都道府県制覇を目標に定め、当面は関東地域の大会を中心に年1、2度の地方遠征も織り交ぜ、家庭円満と両立するようマイペースでやっていきます！

（写真は荒川30kのゼッケンです。）

スリーセブンだったせいか、いつになく

『ガンバレ〜』の声援が多かったです）

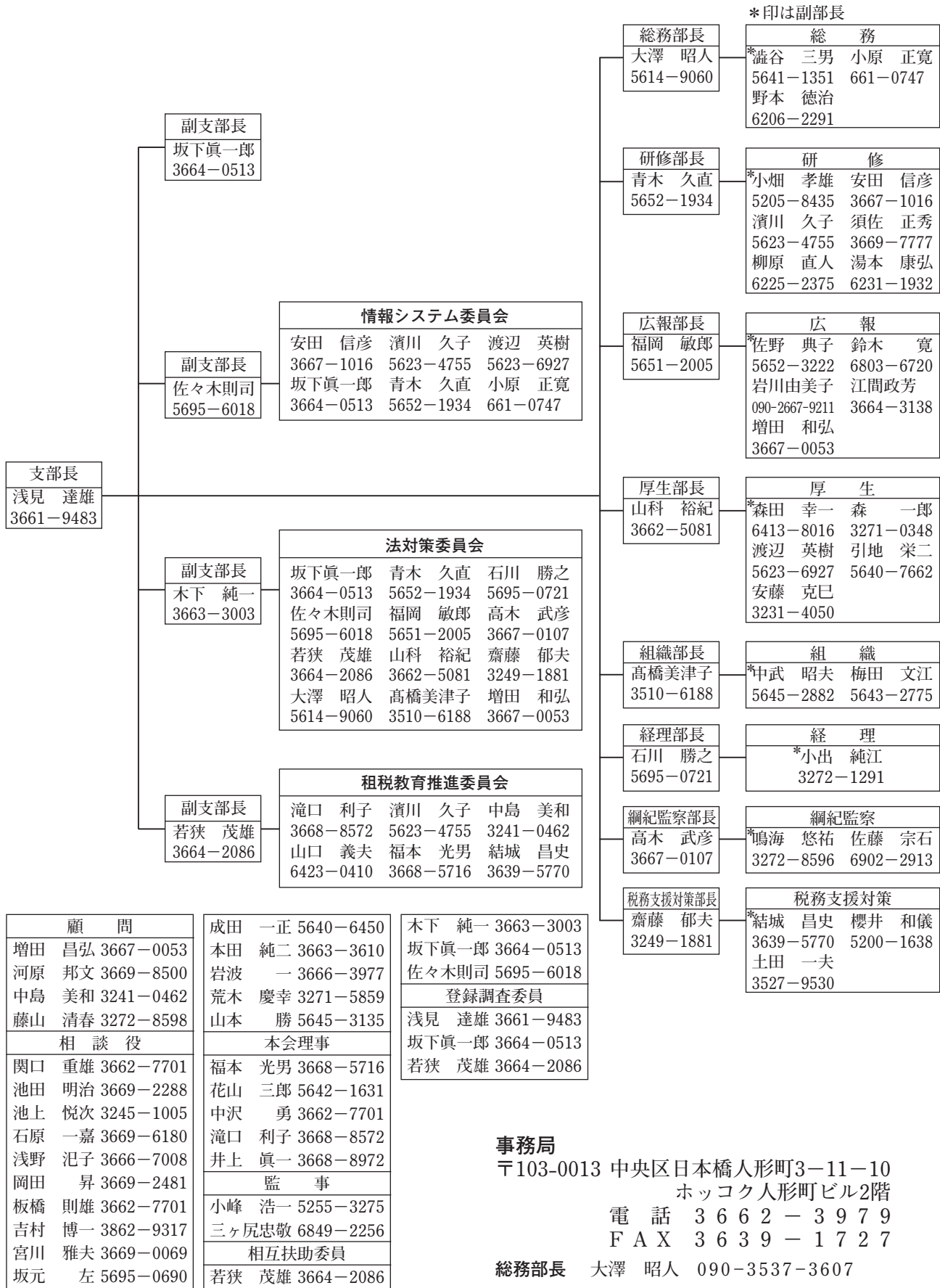


荒川30k・秋大会 2012年10月13日





東京税理士会日本橋支部 平成25年度 役員及び組織図





日本橋署新旧幹部職員名簿

平成25年7月10日現在

官 職	新 任 者		前 任 者	
	氏 名	前 任 部 署	氏 名	異 動 先 部 署
署 長	折木 榮一	仙台調察部次長	神宮司 元	退職
副署長(法内)	青木 幸弘	留任		
副署長(総)	大関 吉則	税大教授	栗谷 桂一	柏指徴特官
副署長(徴法調)	大久保昇一	庁課総補佐	上田 孝佳	仙台監察官
指 徴 特 官	大西 克文	船橋指徴特官	竹本 正年	退職
指 法 特 官	松本 新一	千葉東指法特官	岡田 金一	退職
指 法 特 官	鈴木 均	留任		
指 法 特 官	松村 淳一	留任		
指 法 特 官	三浦 国彦	調二調1総括主査	干場 公	木更津指法特官
指 源 特 官	敦賀屋洋一	豊島源特官	鎗田 一	船橋指法特官
総 務 課 長	馬場 靖夫	世田谷課長	久世 貴子	小石川副署長
管運1統括	吉澤 光孝	留任		
管運連調	三浦 幸子	留任		
管運2統括	三島 清裕	千葉東管運4統	黒瀬 勝実	江東東管運1統
管運3統括	五嶋 裕己	留任		
管運4統括	松澤 一巳	成田管運連調	半田 克幸	佐原産統
徴 収 統 括	荒井 英明	東京上野徴統	本郷 利昌	芝徴1統
個 1 統 括	田中 智久	東研教育官	川田 茂樹	豊島個1統
個 2 統 括	増田 健一	課一審理主査	本間 武巳	平塚個1統
個3料統括	龍 典子	神田法連調	関 明博	麹町個4料統
資 産 統 括	坂井 雅貴	留任		
法 人 特 官	福岡 英三	留任		
法 人 特 官	小倉 英春	調三調32総括主査	川井 範雄	退職
法 人 特 官	佐藤 正義	市川法特官	大沼 純一	退職
法 人 特 官	後藤 和義	東京上野法1統	佐藤 祐彰	退職
法 人 特 官	遠藤 佳史	千葉東法3統	佐々木真吾	市川指法特官
源 泉 特 官	今西 幸司	江東東法1統	塩川 正幸	退職
特官連調官	江崎さおり	庁総係長	菅 哲男	四谷情技官
法 1 統 括	竹根 愛水	江戸北法1統	佐藤 芳則	渋谷法特官
法 連 調 官	世羅 良雄	留任		
法 2 統 括	川名 和宏	留任		
法 3 統 括	矢野正一郎	留任		
法 4 統 括	寺田 裕	京橋法14統	三上 数徳	成田法1統
法 5 統 括	鏡山 雅弘	留任		
法 6 統 括	大月 務	日本橋国専官法	日向野和房	関信課二料1国際専官
法 7 統 括	川端 秀樹	戸塚管運2統	佐藤信一郎	退職
法 8 統 括	鈴木 祐二	千葉南法3統	古田 浩一	課二法人課税主査
法 9 統 括	小向 伸一	神奈川法2統	山本 弘治	退職
法10統括	橋本 毅	東研教育官	宍戸 広宣	横中特調情官
国 専 官 法	三小田保之	芝国専官法	大月 務	日本橋法6統
国 専 官 源	米森まつ美	留任		
審 専 官 法	望月 一	留任		
審 専 官 源	野村 景子	大和法2上席	菊池 洋美	神田審専官(源)
課 長 補 佐	高野 貴光	留任		
総 務 係 長	高橋 幸司	留任		
会 計 係 長	河野 敏樹	木更津総主任	松本 智	調四調査官



各部だより

[総務部]

【支部幹事会報告】

平成25年4月22日（月）10時33分開始

I 審議事項

1. 過年度未収会費請求放棄の件

平成19年6月に関東信越会に転出した会員への当支部の未収会費を本会との連携により回収に努めたが、元会員が平成24年8月に死亡したことから、本会の3月21日の理事会で元会員に対する滞納会費消却決議がなされ、当支部も未収会費の請求権を放棄することを承認可決した。

2. 事務局職員就業規程一部改定の件

年金支給年齢の引き上げに伴う高齢者雇用安定法の改正に基づき、事務局職員就業規程16条の退職年齢を60歳から65歳に改正することを承認可決した。

3. 東京会委員推薦の件〔藤山支部長〕

・各部委員会委員

厚生部 森 一郎会員

綱紀部 梅田文江会員

組織部 櫻井和儀会員

・登録調査員

浅見達雄会員、若狭茂雄会員、坂下眞一郎会員

・綱紀委員

高木武彦会員、鳴海悠祐会員

・監察委員

高木武彦会員、鳴海悠祐会員、佐藤宗石会員

・法対策委員会委員

木下純一会員

・日本税務会計学会委員

引地栄二会員

・電子申告推進委員

佐々木則司会員、安田信彦会員、濱川久子会員、坂下眞一郎会員、平沢親範会員、青木久直会員、渡辺英樹会員、小原正寛会員

以上の議案について議場に諮ったところ拍手多数で承認可決された。

4. 公職による支部会費免除申請の件

平山健治郎会員が平成24年7月から3年間、東京国税不服審判所横浜支所審判官に就任、本年4月分から平成26年3月分の免除申請である。

以上の議案について議場に諮ったところ承認可決した。

II 報告事項

1. 平成24年度各部事業報告及び平成25年度事業計画案について

2. 平成25年度・26年度支部会計収支報告・予算案について

3. 登録調査（4/8）の件

4. 署との拡大定例連絡会（4/11）の件

5. 日本橋税務懇話会（4/17）の件

6. 常会（4/18）の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成25年5月15日（水）10時35分開始

I 審議事項

1. 平成24年度各部事業報告及び平成25年度事業計画の件

2. 平成24年度・25年度支部会計収支報告・予算案の件

各部事業報告及び事業計画の件は、各部長・各委員長より役員に事前配布した議案書の変更等についての説明を、会計収支報告・予算案の件は経理部長より説明を受け1.2.について承認可決した。

3. 平成24年度支部定期総会の委任状に代理人の氏名の記載がない場合の議決権の行使者の指名の件

委任状の代理人氏名を藤山支部長にすることを承認可決した。

4. 定期総会（6/24）当日分担確認等の件

定期総会の当日分担について提案どおり承認可決した。

5. 定期総会懇親会費の件

多くの会員の参加の機会を設けるなどの理由により、懇親会費を無料にすることを承認可決した。

II 報告事項

1. 顧問相談役会（4/26）の件

2. 登録調査（5/8）報告の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成25年6月5日（水）10時32分開始

I 審議事項

1. 平成25年度定期総会（平成26年6月）日時 の件

来年の定期総会の会場は例年通りロイヤルパ
ーホテル開催、日程等については執行部一任と
することを承認可決した。

2. 事務局夏期休暇日程に関する件

事務局の夏季休暇を8月14日（水）から8月16
日（金）にすることを承認可決した。

3. 支部連絡文書送付方法の件

支部からの連絡文書の配布方法について、今ま
での紙により配付する方法の他に、インターネッ
トを利用して配信することを承認可決した。

Ⅱ 報告事項

1. 会計監査報告（5/16）の件

2. 東京会定期総会（6/19）の件

3. 関連団体定期総会出席の件

- ・日本橋優申会（5/16）
- ・日本橋青色申告会（5/17）
- ・日本橋納税貯蓄組合連合会（5/22）
- ・中央区租税教育推進協議会（5/27）

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

【常会報告】

平成25年4月18日（木）13時00分開始

東実健保会館6階で常会を開催した。

支部長挨拶に続き、各部各委員会報告、理事会
報告の後、会員からの質問・要望等を求めた。

【研修部】

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は
次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日 時：平成25年4月18日（木）14:00～17:00

テーマ：金融証券税制について

講 師：税理士 柴原 一氏

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成25年6月24日（月）13:00～14:30

テーマ：最新の裁判例を考える

講 師：青山学院大学法学部教授

弁護士 三木 義一氏

会 場：ロイヤルパークホテル 2F春海の間

日 時：平成25年7月19日（金）17:30～20:00

テーマ：韓国の納税者番号制度（住民登録制度と
事業者登録制度）について

講 師：税理士 東本 真衣氏

会 場：日本橋支部事務局

日 時：平成25年8月20日（火）13:30～16:00

テーマ：国税通則法改正後の税務調査に対する税
理士の対応

講 師：国士舘大学法学部教授 酒井 克彦氏

会 場：財団法人日本教育会館一ツ橋ホール

※ 第一ブロック合同研修

日 時：平成25年9月13日（金）14:00～17:00

テーマ：海外進出に係る税務

講 師：税理士 丹菊 博仁氏

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成25年10月3日（木）14:00～16:45

テーマ：所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及
び誤りやすい事項

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成25年10月25日（金）13:30～16:30

テーマ：未定

講 師：未定

会 場：マツダホール（マツダ八重洲通りビル）

※ 京橋支部主催

日 時：平成25年11月6日（水）13:00～16:00

テーマ：年末調整説明会

講 師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成25年11月26日（火）13:30～16:00

テーマ：税理士のための賃貸不動産をめぐる税務
と承継

講 師：税理士 竹内 春美氏

会 場：財団法人日本教育会館一ツ橋ホール

※ 第一ブロック合同研修

《最近実施した税理士雑談室》

日 時：平成25年4月12日（金）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成25年5月13日（月）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成24年6月14日（金）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成24年7月12日（金）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成25年4月から6月までの野球部の活動に関してご報告致します。

号外で既報の通り、皆々様のお蔭をもちまして東京税理士会の第115回支部対抗野球大会において、22年ぶり3回目の優勝を勝ち取ることができました。本当にありがとうございます。この大会において、日本橋支部から3人の選手が個人賞を受賞しました。

最高殊勲選手賞 渡辺英樹

優秀投手賞 今井信吾

猛打賞 青柳 聡

また、第一ブロックのリーグ戦も始まっていて、こちらも今のところ勝ち続けています。

優勝までの足跡及び第一ブロックリーグの戦績を示します。

4月9日 春季本大会 1回戦 勝

日本橋	2	0	2	7	1	計12
新宿	0	0	0	0	1	計1

4月9日 春季本大会 2回戦 勝

江東西	2	0	0	0	1	計3
日本橋	7	0	7	3	x	計17

4月16日 春季本大会 3回戦 勝

渋谷	0	0	0	1	0	1	計2
日本橋	0	0	0	0	0	3x	計3

4月16日 春季本大会 準々決勝 勝

豊島	0	0	3	0	0	計3
日本橋	3	5	1	2	x	計11

4月23日 春季本大会 準決勝 勝

日本橋	0	1	1	2	2	2	5	計13
練馬東	0	0	0	2	0	1	0	計3

4月23日 春季本大会 決勝 勝

麻布	1	0	0	0	0	0	0	計1
日本橋	1	0	0	0	0	2	x	計3

5月9日 第一ブロック 第1戦 勝

神田	0	0	4	0	0	0	0	計4
日本橋	7	5	3	1	6	2	x	計24

6月6日 第一ブロック 第2戦 勝

日本橋	0	2	0	0	5	0	計7
芝	3	0	1	0	2	0	計6

6月19日 練習 (月島グラウンド)

今後とも日本橋支部の名誉のために頑張ってくださいますので、ご理解とご協力をお願い致します。

優勝祝賀カンパのお礼

5月23日発行の支部会報「号外」にて優勝祝賀カンパをお願いしましたところ、89名の方から貴重なカンパをいただき、6月12日(水)にロイヤルパークホテル東雲の間に於きまして盛大に優勝祝賀会を開催することができました。

現在、支部野球部は連覇に向けて一致団結しておりますので、今後とも応援のほどよろしく願いいたします。

日本橋支部顧問(元支部長) 中島美和

〈囲碁部〉

4月11日 日本棋院の小林健二七段を迎えて、指導碁を8局お願いしました。支部会員1勝7敗。プロの壁はなかなか厚いところですよ。

5月、6月は月例会のみ。

今年後半のスケジュールは次のとおりです。

日本橋支部秋季囲碁大会 10月17日(木)

プロ指導会 12月12日(木)

月例会 7/18、8/22、9/19、11/21

〈ゴルフ部〉

第288回 T.N.G会

(平成24年度の支部長杯取切戦) 4月5日(金)

相模原ゴルフクラブ 21名参加

成績

優勝	森 一郎 会員	G77	N73
第2位	浅見 達雄 会員	G98	N74
第3位	土田 一夫 会員	G105	N74
ベストグロス賞	森 一郎 会員	77	

平成24年度支部長杯は、浅見 達雄 会員が獲得しました。

次回は、9月に泉カントリー倶楽部を予定しています。

〈歌舞音曲(カラオケ)同好会〉

カラオケ同好会は、月に一度月例練習会を開催しています。甘酒横丁近くの個人所有のカラオケボックスで、18時から20時お酒を飲みながら、他のお客さんは居ませんので気兼ねなく思いっきり歌えます。入会は随時受け付けていますので、希望の方は事務局へ申し付け下さい。

本年も10月19日(土)には恒例の発表会を、JR神田駅そばのエッサムホールで開催する予定です。

す。素敵なゲストもお招きしますので、多くの会員にご観覧いただければと期待しています。

〈テニス部〉

4月8日（月）、品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターで今年初めての練習会を行いました。松岡伴育コーチにお会いするのも久しぶりです。参加者は8名。1月の法定調書、3月の確定申告と忙しい時期を終えての久しぶりの練習です。最初はゆっくりと感覚を取り戻すように基本に忠実な練習から進めます。その後は春期大会に向けてフォーメーションを中心に練習、後半は、前半の練習を基に試合形式の練習をしました。

5月9日（木）、有明テニスの森庭球場で春季東京税理士会テニス大会が開催されました。春季大会は税理士の妻も参加出来る大会です。参加者は、混合ダブルスが中島美和・松下いつ子（妻）組、湯本康弘・中島三枝子（妻）組、男子ダブルスが福田修一・青木久直組の計3組です。東京税理士会のテニス大会は、午前中に他支部との混成4組で予選会を行い、その中で1位から4位までを決めます。午後は予選で決まった順位をもとに順位ごとにトーナメントが組まれ、トーナメント戦が行われます。今回は中島美和・松下いつ子（妻）組が混合ダブルス2位グループ、湯本康弘・中島三枝子（妻）組が混合ダブルス1位グループ、福田修一・青木久直組が男子ダブルス4位グループへと進みました。各ペアとも熱戦を繰り広げ福田修一・青木久直組が4位グループで3位入賞となりました。

5月20日（月）品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターで練習会を行いました。今回は新入会員2名が参加し、いつもより多い10名となりました。松岡伴育コーチもレベルに合った練習メニューで大忙し、コートの中では適格にアドバイス、コートの後ろでは手でボールを投げて基本フォーム作り、多彩なメニューで参加者もいい汗をかくことが出来ました。そして後の懇親会から、更に新入会員の女性が参加し大人数となり、楽しくビールを飲みました。

6月18日（火）品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターで練習会を行いました。今回は、なぜだか参加人数は5名。コートが広く感じます。最初は小さめのストロークから徐々にコート一杯に広がり、ラリーの練習です。その後、アプロー、

ボレーの練習へと続き、後半は実践的な試合形式の練習を行いました。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っています。練習内容はプロの松岡伴育コーチ指導のもと初心者からベテランまでレベルにあった練習が出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は、是非！支部事務局まで連絡下さい。

【今後の大会予定】

秋季大会：10月2日（水）予備日：8日（火）

支部対抗戦：11月7日（木）予備日：14日（木）

〔組織部〕

東京都帰宅困難者対策条例が平成25年4月から施行されました。日本橋支部会員、職員の皆様は自宅から事務所へ電車通勤されている方が多いと思います。大規模災害発生時には、むやみに移動を開始せず、安全を確認した上で、職場や外出先等に待機してください。安心して職場に留まれるよう、あらかじめ話し合って連絡手段を複数確保するようにしてください。安全確保後の徒歩帰宅に備え、あらかじめ経路を確認するとともに、歩きやすい靴などを職場に準備しておいてください。また待機中に必要な3日分の水や食料などの備蓄に努めてください。

【税務支援対策部】

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成25年実施日	会 場	担当税理士
4月3日(水)	法人会事務局	畑 芳広
4月17日(水)	〃	安藤 孝夫
5月22日(水)	〃	皆平 弘一
6月5日(水)	〃	石橋 将年
6月19日(水)	〃	竹田 修

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成25年実施日	会 場	担当税理士
4月2日(火)	中小企業相談センター	湯本 康弘



4月23日(火)	〃	皆平 弘一	136名 3年生105名
5月17日(金)	〃	猪股 正明	平成25年 7 月11日
6月 7 日(金)	〃	藤田 健史	2 年生 8 時45分～ 9 時35分 34名
6月28日(金)	〃	津村 玲	講 師 福本光男
《支部無料税務相談》			3 年生 9 時45分～10時35分 35名
平成25年実施日	会 場	担当税理士	講 師 浜川久子
4月10日(水)	支部事務局会議室	佐藤 嘉光	3 年生 10時45分～11時35分 35名
5月 8 日(水)	〃	二瓶 正之	講 師 結城昌史
6月12日(水)	〃	永島 嘉治	3 年生 11時45分～12時35分 35名
			講 師 山口義夫

■■ 租税教育推進の活動報告 ■■

◎日本橋女学館 中学1年生36名に「税のはなし」してきました。

平成25年6月25日

1 年生 14時15分～15時5分 36名

講 師 若狭茂雄 助手 小山栄一

◎日本橋中学校 2 年生と 3 年生と7クラス、2 年生

平成25年 7 月12日

2 年生 9 時40分～10時25分 34名

講 師 小原正寛

2 年生 11時30分～12時15分 34名

講 師 若狭茂雄

2 年生 13時10分～13時55分 34名

講 師 中島美和

支部会員異動のお知らせ

平成25年3月16日～
平成25年6月15日

〈入会〉

3 月26日	オオツカ 大塚	ヨシユキ 理之	〒103-0012 日本橋堀留町2-3-8 田源ビル4階 税理士法人エーピーエス 電話 5643-2775
3 月26日	タカトリ 鷹取	マサツネ 正典	同 上
3月26日	倉光	マサヒロ 宏一	〒103-0014 日本橋蛸殻町2-11-2 オートエックス工藤ビル 6 階 電話 090-1992-9630
3 月26日	コダマ 児玉	ユタカ 裕	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858
3 月26日	ナカムラ 中村	カオリ 香織	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-17-11 新カナメビル2階 西川佐恵子税理士事務所 電話 5644-7070
3 月26日	ミヤケ 三宅	ゴウタ 郷太	〒103-0027 日本橋3-9-12 第6中央ビル7階 露木正人税理士事務所

3 月26日	ムラカミ 村上	ダイ 大	電話 6214-5885 〒103-0013 日本橋人形町2-25-7-1005号 サンヴェール人形町グランデ 電話 5948-4266
4 月13日	サイトウ 齊藤	ダイスケ 大介	〒103-0012 日本橋堀留町1-5-7 YOUビル9F-B BPS税理士法人 電話 5614-0522
5 月23日	エガワ 江川	アキコ 暁子	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858

〈転入〉

3 月22日	フジモト 藤本	マサキ 真樹	〒103-0022 日本橋室町1-7-1 スルガビル7階 AGS税理士法人 電話 6803-6720
4 月 2 日	リ 李	ソンス 成樹	〒103-0021 日本橋本石町4-2-3

- 日東ビル6階
アイクス税理士法人 日本橋支店
- 4月12日 麻布支部より
石橋 俊英 〒103-0027
日本橋1-7-6
日本橋日興美装ビル
電話 5201-6701
- 4月15日 四谷支部より
北川 嘉久 〒103-0002
日本橋馬喰町1-4-2-702号
電話 6231-1360
- 4月18日 京橋支部より
川口 友之 〒103-0027
日本橋2-1-14
日本橋加藤ビルディング6階
電話 6225-2157
- 5月14日 麹町支部より
千種 一信 〒103-0006
日本橋富沢町5-10-1001号
電話 3669-6101
- 5月20日 上野支部より
山本 実 〒103-0013
日本橋人形町3-2-12
松屋ビル4階
電話 5623-3611
- 6月3日 新宿支部より
石崎 秀明 〒103-0028
八重洲1-5-4
共同ビル(八重洲口)6階606号
電話 5542-1402
- 6月3日 麻布支部より
瀧澤 満 〒103-0011
日本橋大伝馬町13-15
エースビル2階
電話 3664-1277
- 6月13日 京橋支部より
早川 澄佳 〒103-0013
日本橋人形町1-11-12
リガーレ日本橋人形町
アネックス棟202号室
- 〈法人入会〉
4月2日 アイクス税理士法人 日本橋支店
〒103-0021 日本橋本石町4-2-3
日東ビル6階
- 〈事務所住所変更〉
乙部 隆仁 〒103-0022
日本橋室町4-1-16
室町フェニックスビル8階

- 勝又 義雅 〒103-0027
日本橋2-2-3
リッシュビル3階
電話 3510-6870
- 黒澤 修 〒103-0025
日本橋茅場町1-7-1
茅場町日殖ビル
電話 3662-6488
- 〈事務所電話番号変更〉
電話 6240-5204
- 〈転出〉
上野支部へ
神田支部へ
豊島支部へ
- 〈退会〉
業務廃止
〃
〃
千葉県会へ
小石川へ
関信越会へ
千葉県会へ
業務廃止
業務廃止
名古屋会へ
業務廃止
千葉県会へ

〈会員死亡〉
謹んでお悔やみ申し上げます。

深水 康成 昭和36年1月2日生まれ 53歳
平成25年4月6日死亡

編集後記

1期2年の藤山支部長の後を受けて、浅見新支部長を中心とする新体制がスタートしました。広報部は高橋前部長からバトンタッチをされた福岡以下、女性2名、男性4名のメンバーでこれから2年間、広報紙の編集・発行に勤しみたいと存じます。

ただ、留任者が僅か1名で、殆どが新人という構成なので、いろいろと戸惑う場面が多く、なかなか編集作業が進まず、予定より大幅に遅れての発行となってしまったことをお詫び申し上げます。

幸い、高橋前部長と日本橋支部のスタッフの全面的なバックアップと、新メンバー全員の頑張りのお陰を持ちまして、何とか、発行にこぎつけることが出来ました。

今後も、よろしくお願い致します。

編集委員：福岡 敏郎 佐野典子 鈴木 寛
岩川由美子 江間政芳 増田和弘

中央都税事務所からのお知らせ

8月は個人事業税第1期分の納期です

納税通知書は8月1日（木）に発送します。9月2日（月）までにお納めください。

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です（23区内）

6月にお送りした納付書により、9月30日（月）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

- ◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ◆ 口座振替
 - お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)へお問い合わせください。
- ◆ コンビニエンスストア
 - 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
 - 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。
- ◆ 金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
 - （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
 - 領収証書は発行されません（必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。
 - 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込が必要です。
 - システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）「都税の納税等について」をご覧ください。

固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書（ハガキ式のもの）に必要事項を記入の上、ポストに投函していただくか、預（貯）金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口へお願いいたします。

＜口座振替のお問い合わせ先＞

東京都 主税局 徴収部 納税推進課 口座振替係（03-5912-7520）

昨年度に引き続き、平成25年度も

23区内の小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します



- | | |
|------|---|
| 減免対象 | 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分ただし、個人又は資本金等の額が1億円以下の法人が所有するものに限りです。 |
| 減免割合 | 固定資産税・都市計画税の税額の2割 |
| 減免手続 | 減免を受けるためには申請が必要です。まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、7月下旬に「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしております。減免の要件を確認のうえ、申請してください。
※前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たな申請は必要ありません。 |

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所

中央都税事務所 03-3553-2151（代表）

税理士協同組合の 報酬自動支払制度 顧問料の集金なら口座振替！

e-NET の集金支援システム 特許取得！

<特許第5117097号>



毎月の請求業務から解放
事務負担の軽減に効果大！

関与先 1 件からご利用できます。

税理士協同組合事務代打社

株式会社 **日税ビジネスサービス**
☎0120-155-551

報酬自動支払制度 検索

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

生きるための がん保険 Days

生きるためのがん保険Days(デイズ) 保険期間：終身
スタンダードプラン入院給付金日額10,000円の場合 (〈抗がん剤治療特約〉は10年)

- 1 初めて「がん」と診断されたら
一時金100万円、上皮内新生物の場合10万円
- 2 「入院」も「通院」も日額1万円
日数無制限※で保障
※日数無制限保障となる通院は三大治療(手術・放射線・抗がん剤)のための通院の場合
- 3 三大治療をしっかり保障！
抗がん剤治療は通算600万円まで保障！

プレミアサポート (訪問面談サービス) **専門医紹介**

※このサービス(プレミアサポート)は、株式会社法研が提供するサービスです。
(がん保険Days(デイズ)の保障の一部ではありません。)

＋〈Days〉にプラス！

- 健康保険制度が適用されない先進医療にも対応！
がん先進医療特約
- 女性特有の「がん」の保障を強化する
特約 コサージュ
- 「がん」になったときの収入減少に備える
所得サポート特約

商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

引受保険会社/アフラック 首都圏総合支社 TEL.03-3344-1580

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階

AF271-2011-0240 6月17日

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

☎0120-922-752

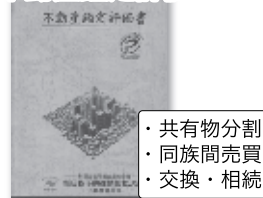
URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



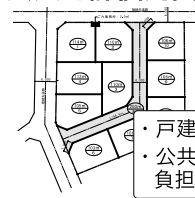
東税協の出資を受け、おかげさまで 30 周年！ 各種資料が好評です。

不動産鑑定評価書



- ・共有物分割
- ・同族間売買
- ・交換・相続

広大地評価用図面



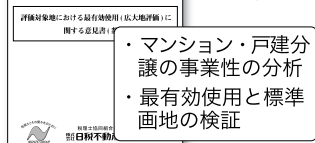
- ・戸建開発プラン
- ・公共公益用地の負担の有無

かげ地図



かげ地割合の算出

広大地評価適用の判断用 意見書



- ・マンション・戸建分譲の事業性の分析
- ・最有効使用と標準画地の検証

売却・購入の仲介

相続対策

権利調整

調査・価格査定

収益物件

有効活用

案件成約の場合、関与先から頂く仲介料の 20% を紹介料として謹呈！

税理士協同組合指定会社

株式会社 **日税不動産情報センター**

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

■全国税理士共栄会
会員・準会員の皆さまへ
安心療養サポート
(団体所得補償保険)

所得補償保険
自動車・火災保険

全税共の所得補償保険は病気やケガで働けなくなった時、収入を維持していくための保険です。入院だけでなく、医師の指示に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

- 最長 1 年間補償タイプ、最長 2 年間補償タイプ
- 無事故の場合、保険料の20%返れい
(中途退会の場合、返れい金はありません。)
- うつ病などメンタルに関する
電話無料相談付帯

**団体30%
割引適用**

新・団体医療保険

- 病気・ケガでの入院補償(初日から120日)＋手術保険金
- 先進医療等費用補償特約など、オプションも充実しています。

■東京税理士協同組合 組合員の
先生・事務所勤務の皆さま専用
自動車保険・火災保険

**集団扱
5%割引**



このチラシは概要を説明したものです。ご加入を検討するにあたっては、「商品パンフレット」「ご契約のしおり」等によって詳しい内容を必ずご確認ください。

引受保険会社/株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第二部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-4034

SJ12-00641 2012/04/19

お問い合わせ先 ■全税共・東京税理士協同組合指定代理店

株式会社 **日税サービス**

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

ゴールドカードならではのハイクオリティなサービスをどうぞ 信用を象徴するインターナショナルカード



税理士マーク入りのステータスカード



ゴールドカードの特典

- 便利なカードローンがセット
- 家族カードは1名様まで年会費無料
- ショッピングセイバー(年間限度額300万円)がセット
- 旅行傷害保険がセット
- 空港ラウンジサービス

お問い合わせ先

三菱UFJニコス株式会社

DCカードご入会ダイヤル

 **0120-10-2622**

(9:00~17:30 年中無休 除年末年始)

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL. 03(5363)2011(代)

支部定期総会より



日本橋支部表彰受賞者(税理士業務に25年以上従事し、65歳以上)
伊藤東京会副会長、鈴木会員、中沢会員、岡田会員、佐藤会員、浅見会員、藤山前支部長



日本橋支部長寿祝受贈者(支部入会の日から満20年を超え、80歳以上)
伊藤東京会副会長、浅野会員、宮本会員、谷地会員、藤山前支部長



藤山前支部長に花束



支部定期総会前の研修会



定期総会懇親会



新役員披露



新入会員歓迎会(25.6.7)

野球部優勝